

# 会計情報

Vol. 597  
2026.5

Accounting, Tax & Consulting

2026年3月決算会社における有価  
証券報告書の開示に関する留意事項

実務対応報告第48号「防衛特別法人税の会計  
処理及び開示に関する当面の取扱い」の解説

サステナビリティ開示基準 (SSB)  
基準) 2026年3月改正の概要



# Contents

	ページ
	2026年3月決算会社における有価証券報告書の開示に関する留意事項 2 公認会計士 山田 正顕 公認会計士 廣橋 里美
	実務対応報告第48号「防衛特別法人税の会計処理及び開示に関する当面の取扱い」の解説 23 公認会計士 佐藤 勇介
	サステナビリティ開示基準(SSBJ基準)2026年3月改正の概要 26 公認会計士 吉村 航平
	法務省:「会社法制(株式・株主総会等関係)の見直しに関する中間試案」に関する意見募集 29 『会計情報』編集部
	内閣官房・金融庁・経済産業省:「人的資本可視化指針(改訂版)」の公表 30 『会計情報』編集部
	金融庁:「記述情報の開示の好事例集2025(最終版)」の公表 31 『会計情報』編集部
会計・監査	金融庁:「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則及び連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部を改正する内閣府令」等の公布及びパブリックコメントの結果(期中財務諸表、防衛特別法人税) 32 『会計情報』編集部
	金融庁:「企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」の公布等 33 『会計情報』編集部
	FASF:「のれんの非償却の導入及びのれん償却費計上区分の変更」に関する情報要請 34 『会計情報』編集部
	SSBJ:サステナビリティ基準委員会(SSBJ)が、「補足文書」を公表 35 『会計情報』編集部
	SSBJ:サステナビリティ基準委員会(SSBJ)事務局が、「SSBJハンドブック」を公表及び一部更新 36 『会計情報』編集部
	JICPA:「サステナビリティ保証業務実務指針5000「サステナビリティ情報の保証業務に関する実務指針」」の公表 37 『会計情報』編集部
会計基準等開発動向	38 会計基準等開発動向 『会計情報』編集部
Information	43 新刊書籍のご案内

# 2026年3月決算会社における有価証券報告書の開示に関する留意事項

公認会計士 やまだ まさあき 山田 正顕  
公認会計士 ひろはし さとみ 廣橋 里美

2026年2月20日に、令和8年開示府令等の一部改正府令が公表された。本稿では、法令や基準等の改正点を中心とした2026年3月決算の有価証券報告書の開示に関する留意事項について解説を行う。なお、本稿で使用されている法令又は会計基準等の略語の正式名称については、末尾に掲載している。

## 1. 令和8年開示府令等の一部改正府令の適用に関する事項

令和8年開示府令等の一部改正府令の改正の概要については、本誌2026年4月号（Vol.596）『『企業内容等の開示に関する内閣府令』等の改正の概要（2026年2月20日公布・施行）』において詳細な解説を行っているため、ご参照いただきたい。なお、パブコメ（サステナ等2026）については、2026年3月19日に、No.14～No.16、No.73及びNo.74の「金融庁の考え方」が更新されているためご留意いただきたい。いずれもサステナビリティ開示基準の適用開始に向けた環境整備に関する事項で、No.14～16については、時価総額についてより詳細な考え方が、No.73については、SSB]適用基準第94項を適用のうえ二段階開示を行う場合の従前のサステナビリティ開示情報の取扱いやSSB]適用基準第94項を適用せずに二段階開示を行う場合の従前のサステナビリティ開示情報の開示についての考え方が示されている。

### (1) 人的資本開示に関する制度見直し

2025年6月に公表された「経済財政運営と改革の基本方針2025」、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025改訂版」、「コーポレートガバナンス改革の実践に向けたアクションプログラム2025」において提言されている人的資本に関する開示の拡充のため、以下の改正が行われている。

- ① 「従業員の状況」の位置を「第1 企業の概況」から「第4 提出会社の状況」に移動
- ② 「人材戦略に関する基本方針等」の開示を新たに追

加

- 連結会社の人材戦略を連結会社の経営方針・経営戦略等に関連付けて、具体的に記載する。
  - 連結会社の従業員（連結会社の事業活動の特性上、臨時従業員が果たす役割が重要である場合には、臨時従業員を含む。）の給与（賞与を含む。）その他の給付の額及び内容の決定に関する方針について、具体的に記載する。なお、当該方針は、提出会社<sup>1</sup>に係るものに限ることができる。
- ③ 「従業員の状況」の開示について以下を新たに追加
- 当連結会計年度末における提出会社<sup>1</sup>の従業員の平均年間給与の対前事業年度増減率を記載する。

### (2) 総会前開示への対応

会社の開示負担を軽減し、株主総会前の有価証券報告書の開示を促進する観点から、開示府令について以下の改正が行われている。

- 有価証券報告書を当該事業年度に係る定時株主総会前に提出する場合において、当該定時株主総会又は取締役会の決議事項の概要の記載が、自己株式の取得及び剰余金の配当に関する事項を除き、不要となった。
- なお、2026年2月20日に金融庁から公表された「総会前開示に関する有価証券報告書レビューにおける調査結果」<sup>2</sup>によれば、2025年3月期決算会社の54%が有価証券報告書を株主総会前に開示したと回答していたが、2026年3月期決算会社の約77%が有価証券報告書を株主総会前に開示すると見込まれるとされている。

## 2. 2026年3月決算の有価証券報告書の開示に関する留意事項

### (1) 令和7年度有価証券報告書レビューの審査結果及び審査結果を踏まえた留意すべき事項等

記述情報は、財務情報を補完し、投資家による適切な投資判断を可能とする。また、記述情報が開示されるこ

1 提出会社が主として子会社の経営管理を行う会社である場合には、提出会社及び最大人員会社（外国会社を除く連結子会社のうち、従業員数が最も多い会社（当該会社の従業員数が連結会社の従業員数の過半数を超えない場合には、次に従業員数の多い会社も含む。））について開示が求められる。

2 金融庁のウェブサイト「有価証券報告書の定時株主総会前の開示について」（<https://www.fsa.go.jp/policy/kaiji/sokaimaekaiji.html>）を参照されたい。

とにより、投資家と企業との建設的な対話が促進され、企業の経営の質を高めることができる。このため、記述情報の開示は、企業が持続的に企業価値を向上させる観点からも重要とされている。

金融庁のウェブサイト『企業情報の開示に関する情報（記述情報の充実）』（<https://www.fsa.go.jp/policy/kaiji/kaiji.html>）では、「記述情報の開示に関する原則」及び「記述情報の開示の好事例集2025」の最終版の公表等の情報が集約されており、2026年3月期の有価証券報告書を作成するにあたって参考になるものと考えられる。

また、2026年3月27日に令和7年度金融庁有報レビュー結果<sup>3</sup>が公表されており、そこでは、以下の項目について課題が識別されている。

- ・サステナビリティに関する考え方及び取組
- ・コーポレート・ガバナンスの状況等
- ・重要な契約等

なお、詳細は、「(4)2026年3月期の有価証券報告書作成に係る主な留意点」に記載している。

## (2) 金融庁による有価証券報告書レビューの実施等

上場会社等から提出された有価証券報告書の記載内容の適正性の確保及び充実化の促進の観点から、毎年、金融庁による有価証券報告書レビューが実施されている。2026年3月31日以降に終了する事業年度に係る有価証券報告書レビューについては、後日公表予定とされている。このため、公表された場合には、有価証券報告書を作成する際に参考にすることが考えられる。

## (3) 2026年3月期の有価証券報告書作成に係る主な改正点

2026年3月期の有価証券報告書を作成するにあたり、新たに適用される法令・会計基準等に関連する主な改正点を下表にまとめている。

なお、下表のページは、本稿におけるページ数を意味している。

### ① 「令和8年開示府令等の一部改訂府令」の適用に関する事項（サステナビリティ開示基準の適用等に関する事項）

項目	ページ
第1 企業の概況 ● 主要な経営指標等の推移	4
第2 事業の状況 ● サステナビリティに関する考え方及び取組	5

### ② 「令和8年開示府令等の一部改訂府令」の適用に関する事項（人的資本開示に関する制度見直しに関する事項）

項目	ページ
第4 提出会社の状況 ● 新株予約権等の状況	11
● 役員・従業員株式所有制度の内容	11
● 従業員の状況等	15

### ③ 「令和8年開示府令等の一部改訂府令」の適用に関する事項（定時株主総会前に提出される有価証券報告書に関する事項）

項目	ページ
第1 企業の概況 ● 主要な経営指標等の推移	4
第4 提出会社の状況 ● 自己株式の取得等の状況	12
● 配当政策	12
第5 経理の状況 ● 連結株主資本等変動計算書関係	17

### ④ 「令和8年開示府令等の一部改訂府令」の適用に関する事項（重要な契約等に関する事項）

項目	ページ
第2 事業の状況 ● 重要な契約等	9

## (4) 2026年3月期の有価証券報告書作成に係る主な留意点

有価証券報告書作成に係る主な留意事項は以下の表のとおりである。

なお、2024年年次改善プロジェクトによる企業会計基準等の改正（以下の改正株主資本等適用指針、2025年改正法人税等会計基準、改正種類株式実務対応報告）については、いずれも実務においては重要な影響がない企業が多いと考えられるため本稿では記載していない。

- ・改正株主資本等適用指針

株主資本等変動計算書において、株主資本以外の各項目の当期変動額を主な変動事由ごとに表示する場合の表示の例が変更されているが、株主資本以外の各項目の当期変動額は純額で表示している会社が多いと考えられる。

- ・2025年改正法人税等会計基準

特別法人事業税の取扱いが明確になったものの、実務においては従来から法人税等に含めて処理されている場合が多いと考えられる。

- ・改正種類株式実務対応報告

<sup>3</sup> 金融庁のウェブサイト「有価証券報告書の作成・提出に際しての留意すべき事項等（識別された課題への対応にあたって参考となる開示例集を含む）及び有価証券報告書レビューの実施について」（<https://www.fsa.go.jp/news/r7/sonota/20260327.html>）を参照されたい。

適用対象となる種類株式の定義が旧商法の規定から会社法に変更されたが、普通株式には適用されない定めである。

また、2026年3月期においては、以下の会計基準等の早期適用が可能となるが、いずれも早期適用を実施する企業は多くないと考えられるため本稿では記載していない。

・新リース会計基準等

・改正金融商品実務指針

なお、指定国際会計基準に関連する定めについては記載していないため、これらに基づく開示を行う会社においては注意が必要である。また、表中の記載事例は、公益財団法人財務会計基準機構の作成した『有価証券報告書の作成要領』（2026年3月期提出用）を参考にしている。

項目	留意点	備考
第一部 企業情報		
第1 企業の概況		
1 主要な経営指標等の推移	<p>遡及適用、財務諸表の組替え及び修正再表示並びに企業結合に係る暫定的な会計処理の確定（以下「遡及適用等」という）を行った場合には、主要な経営指標等の推移の記載において、当連結会計年度の直前連結会計年度及び当事業年度の直前事業年度に係る主要な経営指標等について、当該遡及適用等の内容を反映しなければならない。</p> <p>なお、当該直前連結会計年度の直前連結会計年度及び当該直前事業年度の直前事業年度の主要な経営指標等について遡及適用等の内容を反映することは可能であることに留意する。</p> <p>ただし、遡及適用等の内容を反映した場合には、その旨を注記しなければならない。</p> <p>主要な経営指標等の数値のうち遡及処理が求められるものは、連結財務諸表等（注記を含む。）において遡及処理が行われたものと考えられる。したがって、資本金、発行済株式総数、1株当たり配当額（1株当たり中間配当額）、株価収益率、配当性向は、遡及処理しない数値になる（作成要領25ページ作成にあたってのポイント⑤）。</p> <p>有価証券報告書を定時株主総会前に提出する場合で、剰余金の配当に関する事項が当該定時株主総会の決議事項となっている場合の「(2)提出会社の経営指標等」における注記事例は以下の通りである。</p> <p>（作成要領18ページ記載事例）</p> <p>[有価証券報告書を定時株主総会前に提出する場合で、剰余金の配当に関する事項が当該定時株主総会の決議事項となっている場合]</p> <p style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">第85期の1株当たり配当額X.XX円のうち、期末配当額X.XX円については、〇年〇月〇日開催予定の定時株主総会の決議事項となっている。</p> <p>2028年3月31日以後に終了する事業年度（プライム市場の平均時価総額が3兆円以上であるものにあつては、2027年3月31日以後に終了する事業年度）に係る有価証券報告書の提出会社が東京証券取引所プライム市場に上場されている株券等の発行者である場合には、当事業年度の前5事業年度及び当事業年度の各事業年度の末日における株券等の時価総額及び平均時価総額を注記することが求められる。</p> <p>当該注記は、「施行日」（2026年2月20日）以後に提出される有価証券報告書において記載することができる。</p>	<p>令和8年開示府令等の一部改正府令記載上の注意(5)a 第二号様式記載上の注意(25)h</p> <p>開示府令記載上の注意(5) 第二号様式記載上の注意(25) 開示ガイドライン5-12-2及び24-10</p>
第2 事業の状況		
1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	<p>経営方針・経営戦略等の記載にあたっては、連結会社の経営環境（例えば、企業構造、事業を行う市場の状況、競合他社との競争優位性、主要製品・サービスの内容、顧客基盤、販売網等）についての経営者の認識の説明を含め、「事業の内容」に記載した内容と関連付けて記載する。また、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等がある場合には、その内容を記載する。</p> <p>対処すべき課題等の記載にあたっては、連結会社が優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について、その内容、対処方針等を経営方針・経営戦略等と関連付けて具体的に記載する。</p> <p>「経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」において将来に関する事項を記載する場合には、「当該事項は当連結会計年度末現在において判断したものである旨を記載する」とされているが、有価証券報告書提出日時点での判断を妨げるものではないと考えられる。また、その際は、有価証券報告書提出日時点で</p>	<p>記載上の注意(9) 第二号様式記載上の注意(29)</p>

項目	留意点	備考
	判断したものである旨を記載すべきであると考えられる（作成要領43ページ作成にあたってのポイント④）。	
2 サステナビリティに関する考え方及び取組	<p>令和8年開示府令等の一部改正府令による本項目の適用時期は次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2028年3月31日以後に終了する事業年度に係る有価証券報告書（2026年3月31日以後に終了する事業年度の末日を基準とした平均時価総額が3兆円以上である会社は、2027年3月31日以後に終了する事業年度に係る有価証券報告書）</li> <li>・ただし、施行日（2026年2月20日）以後提出される有価証券報告書から適用することができる。</li> </ul> <p>〔令和8年開示府令等の一部改正府令〕</p> <p>a サステナビリティ開示基準の強制・早期適用会社（東京証券取引所プライム市場上場会社のうち、平均時価総額<sup>*1</sup>1兆円以上の会社）又は任意適用会社は、冒頭に、次に掲げる事項を記載した上で、2026年2月20日までに公表されたサステナビリティ開示基準（以下「SSBJ基準」という）により開示することとされている事項を記載する<sup>*2</sup>。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(a) SSBJ基準に準拠している旨</li> <li>(b) 第19条の9第1項又は第2項のいずれの規定の適用を受けるものかの別</li> <li>(c) 二段階開示<sup>*3</sup>の規定の適用を受けている場合には、その旨及び翌期の半期報告書の提出期限までにSSBJ基準により開示することとされている事項を記載した訂正報告書を提出する旨</li> <li>(d) SSBJ基準に基づく経過措置の適用を受けている場合には、その旨並びにその根拠となる規定及び内容</li> </ul> <p>(*)1 平均時価総額は、有価証券報告書等を提出しようとする日の属する事業年度の直前事業年度の前事業年度の末日及びその前4事業年度の末日における時価総額の平均値により判定する。</p> <p>(*)2 2026年3月13日に、サステナビリティ基準委員会がSSBJ基準を改正したことを踏まえ、改正後の基準を企業内容等の開示に関する内閣府令第19条の9第5項に規定するSSBJ基準として指定することについて、金融庁はパブリックコメントを実施している。パブリックコメントの募集期限は2026年4月30日であり、改正後の規定は公布の日から施行する予定とされている。</p> <p>(*)3 二段階開示を行う場合には、2つの記載方法が考えられるとされている（パブコメ（サステナ等2026）No.74）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・有価証券報告書に記載した事項を含め、SSBJ基準により開示することとされている全ての事項を訂正報告書に記載する方法</li> <li>・訂正報告書において、SSBJ基準に従って記載すべき事項の一部が有価証券報告書に記載されている旨とその具体的な記載箇所を明示する一方、有価証券報告書に記載した事項そのものについては改めて記載しない方法（相互参照。ただし、この方法は、SSBJ基準に従って有価証券報告書に記載した事項に二段階目の訂正報告書の公表承認日までの間に後発事象が生じていない場合に用いることができる）</li> </ul> <p>b aの場合以外の場合には、当連結会計年度末現在における連結会社のサステナビリティに関する考え方及び取組の状況（人的資本（人材の多様性を含む。）に係るものを除く。）について、次のとおり記載する。ただし、記載すべき事項の全部または一部を有価証券報告書の他の箇所において記載した場合には、その旨を記載することによって、当該他の箇所において記載した事項の記載を省略することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(a) ガバナンス及びリスク管理</li> <li>(b) 戦略並びに指標及び目標のうち、重要なもの</li> </ul> <p>c 当連結会計年度末現在における連結会社の人的資本（人材の多様性を含む。）について、次のとおり記載する。ただし、aの規定により、SSBJ基準に従って、これと同様の記載をしているときは、この限りでない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(a) ガバナンス及びリスク管理</li> <li>(b) 人材の多様性の確保を含む人材の育成に関する方針及び社内環境整備に関する方針</li> </ul>	<p>令和8年開示府令等の一部改正府令記載上の注意(10) 第二号様式記載上の注意(30)</p> <p>改正開示ガイドライン5-16-2</p> <p>パブコメ（サステナ等2026）No.74</p> <p>開示府令記載上の注意(10-2) 第二号様式記載上の注意(30-2)</p>

項目	留意点	備考
	<p>(c) (b)で記載した方針に関する指標の内容並びに当該指標を用いた目標及び実績</p> <p>なお、cにおいて記載することとされた事項の全部または一部を有価証券報告書の他の箇所において記載した場合には、その旨を記載することによって、当該他の箇所において記載した事項の記載を省略することができる。</p> <p>d スコープ3温室効果ガス排出に関する定量情報を記載する場合にあっては、スコープ3定量情報に係る次の事項を記載する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・記載した内容が事後的に異なるものとなる可能性がある場合には、その旨及びその要因</li> <li>・記載に当たり前提とされた事実及び仮定並びに推論過程</li> <li>・情報の入手経路の確認を含む記載内容の適切性を検討し、評価するための社内の手続（開示に対し責任を有する機関又は個人について、その名称又は役職名及び役割を含む。）</li> </ul> <p>また、開示ガイドライン5-16-2の改正（以下「改正開示ガイドライン」という）により、これまでセーフハーバーの対象であった「将来情報」に加えて、新たに「スコープ3定量情報」が、セーフハーバー・ルールの対象に追加された。一般的に合理的と考えられる範囲で具体的な説明が記載されている場合には、虚偽記載等の責任を負うものではないとの考え方が示されており、当該説明を記載するに当たっては、例えば、次に掲げる事項を記載することが考えられるとされている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(a) 将来に関する事項が含まれる旨及び当該事項は有価証券報告書提出日現在において判断したものである旨</li> <li>(b) 将来に関する事項に係る記載内容が事後的に異なるものとなる可能性がある場合には、その旨及びその要因</li> <li>(c) 将来に関する事項を記載するに当たり前提とされた事実及び仮定並びに推論過程</li> <li>(d) 情報の入手経路の確認を含む将来に関する事項の適切性を検討し、評価するための社内の手続（将来に関する事項の開示に対し責任を有する機関又は個人について、その名称又は役職名及び役割を含む。）</li> </ul> <p>なお、「スコープ3定量情報」については、上述した規定に関して、「将来に関する事項」を「スコープ3定量情報」に読み替える明文規定はないが、読み替えて適用しても差し支えないものと考えられる。</p> <p>〔開示府令〕※上記の〔令和8年開示府令等の一部改正府令〕を適用しない会社当連結会計年度末現在における連結会社のサステナビリティに関する考え方及び取組の状況について、次のとおり記載する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ガバナンス及びリスク管理</li> <li>・戦略並びに指標及び目標のうち、重要なもの</li> </ul> <p>ただし、人的資本（人材の多様性を含む。）に関する戦略並びに指標及び目標については、重要性にかかわらず、次のとおり記載する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(a) 人材の多様性の確保を含む人材の育成に関する方針及び社内環境整備に関する方針</li> <li>(b) (a)で記載した方針に関する指標の内容並びに当該指標を用いた目標及び実績</li> </ul> <p>2026年3月27日に公表された令和7年度金融庁有報レビュー結果において、次の主な課題や留意事項が記載されている。主な課題は令和6年度金融庁有報レビュー結果において示されたものと同じであり、引き続き改善が期待されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① サステナビリティ関連のガバナンスに関する記載がない又は不明瞭である <ul style="list-style-type: none"> <li>・取締役会等による監督を含めたガバナンスの過程、統制及び手続について記載が求められている。</li> <li>・SSBJ一般基準第9項及び第10項の定めが参考になると考えられる。</li> </ul> </li> <li>② サステナビリティ関連のリスクを識別、評価及び管理するための過程に関する記載が不明瞭である</li> <li>③ サステナビリティ関連の機会を識別、評価及び管理するための過程に関する記載がない</li> </ul>	

項目	留意点	備考
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サステナビリティ関連のリスクを識別、評価及び管理するための過程だけではなく、サステナビリティ関連の機会についても、当該過程を記載する。</li> <li>・SSBJ一般基準第29項の定めが参考になると考えられる。</li> </ul> <p>④ 識別したサステナビリティ関連のリスク及び機会に対応する戦略並びに指標及び目標に関する記載がない又は不明瞭である</p> <p>⑤ サステナビリティ関連のリスク及び機会の記載がない又は不明瞭なため、サステナビリティに関する戦略並びに指標及び目標に関する記載が不明瞭である</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・サステナビリティ関連のリスク及び機会に対処するための取組やサステナビリティ関連のリスク及び機会に関する連結会社の実績を長期的に評価し、管理し、及び監視するために用いられる情報として、戦略並びに指標及び目標が規定されている。</li> <li>・識別したサステナビリティ関連のリスクや機会とそれぞれに対応する戦略や指標及び目標のうち重要なものについては、対応関係やつながりを理解できるように記載することが望ましい。</li> <li>・サステナビリティ関連のリスク及び機会に関連した財務的影響などの定量情報を記載する場合には、投資者がその内容を適切に理解できるように、前提その他の補足情報（定義、算定方法、仮定等）に関しても併せて記載する。</li> <li>・サステナビリティ関連のリスク及び機会に関する財務的影響や影響が発生すると合理的に見込み得る時間軸を記載する場合には、定性的な説明（「大・中・小」や「短期・中期・長期」など）だけではなく、それらの定量的な説明（金額・数値や年など）を含めた定義を記載することが考えられる。</li> </ul> <p>⑥ 戦略並びに指標及び目標のうち重要なものについて記載がない</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・重要性の判断にあたっては、「記述情報の開示に関する原則」2-2において「記述情報の開示の重要性は、投資家の投資判断にとって重要か否かにより判断すべきと考えられる」としていることや「その事柄が企業価値や業績等に与える影響度を考慮して判断することが望ましい」としていること等を参考にすることが考えられる。</li> <li>・戦略並びに指標及び目標のうち重要なものについては、提出会社及びその連結子会社から成る連結会社を対象に記載することが求められている。</li> <li>・開示が求められる指標及び目標については、提出会社及びその連結子会社における管理等の実態に応じて、例えば、会社別に開示することや事業別、地域別などの一定のグループ単位で開示することなどが考えられる。</li> <li>・重要性を判断した上で記載しないこととした場合でも、当該判断やその根拠の開示を行うことが期待される。</li> <li>・検討中や策定中等の理由により開示できない場合には、その旨を当連結会計年度末現在での取組状況として記載するとともに、当連結会計年度末現在での今後の取組の予定についても併せて記載することが考えられる。</li> </ul> <p>⑦ 人的資本（人材の多様性を含む）に関する方針、指標、目標及び実績のいずれかの記載がない又は不明瞭である</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該方針や当該方針に関する指標、目標又は実績を具体的に設定・把握していない等の理由により、これらの項目を記載することが困難な場合にはその旨及び記載することが困難な理由を記載することが考えられる。</li> <li>・記載した方針と当該方針に関連する指標、目標及び実績については、それぞれの対応関係やつながりを理解できるように開示することが望ましい。</li> <li>・人的資本の指標は、戦略と指標及び目標の連動が重要であると考えられる。エンゲージメントスコアなどの指標は単なる数値の増減だけでなく、数値を構成する要素の変化に着目し改善施策との関連性を示すことが望ましいと考えられる。どの課題に対してどのような対応を行い、どのような成果につながったかを説明することで、スコアの意味が理解しやすくなるため有用であると考えられる。</li> <li>・経営戦略と人材戦略の連動性を明確に示すことが望ましい。</li> </ul> <p>⑧ 人的資本（人材の多様性を含む）に関する指標、目標及び実績が連結会社ベースの記載になっていない</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基本的に、提出会社及びその連結子会社から成る連結会社ベースの戦略並</li> </ul>	

項目	留意点	備考
	<p>びに指標及び目標を開示することが求められていることに留意する。(提出会社及びその連結子会社における管理等の実態に応じて開示する場合は、その旨、開示の対象とした範囲及び当該範囲とした理由を記載することが考えられる)。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・連結会社ベースの開示を行うことが困難な場合には、その旨、連結会社ベースの開示を行うことが困難な理由、開示の対象とした範囲及び当該範囲とした理由を記載することが考えられる。</li> <li>・「従業員の状況」において開示が求められる多様性3指標の開示の範囲が「サステナビリティに関する考え方及び取組」で求められる開示の範囲(連結会社)とならない可能性があることに留意する。</li> <li>・提出会社及びその連結子会社における管理等の実態に応じて開示することが考えられる。</li> </ul> <p>⑨ 「サステナビリティに関する考え方及び取組」に記載すべき事項を有価証券報告書内の他の箇所に記載して参照する場合において、記載上の不備がある</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該他の箇所において「サステナビリティに関する考え方及び取組」に記載すべき事項を適切に記載する必要がある。</li> </ul> <p>⑩ 「サステナビリティに関する考え方及び取組」の記載事項について、公表した他の開示書類等に記載した情報を参照する場合において、記載上の不備がある</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・投資者が真に必要とする情報は、有価証券報告書に記載する必要があることに留意する。</li> <li>・将来公表予定の書類を参照する際は、公表予定時期や公表方法、記載予定の概要等も併せて記載することが望ましい。</li> </ul> <p>また、令和7年度金融庁有報レビュー結果において、開示の充実に向けて参考になると考えられる全般的事項が示されている。主な内容は次のとおりである。</p> <p>(1) 開示における重要性の判断</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・サステナビリティに関する企業の取組の開示にあたっては、投資者の投資判断にとって重要な情報が開示されることが求められる。重要性の判断にあたっては、その事柄が企業価値や業績等に与える影響度を考慮して判断することが望ましい。</li> <li>・SSBJ適用基準第48項では、「サステナビリティ関連財務開示は、企業の見通しに影響を与えると合理的に見込み得るサステナビリティ関連のリスク及び機会に関して、重要性がある情報を開示しなければならない」旨が規定されており、サステナビリティ関連の開示における重要性を判断する際に参考になると考えられる。</li> <li>・投資家を主要な利用者と明確に認識し、企業価値やキャッシュ・フローへの影響を投資家が判断できるように、企業価値に影響のある重要な情報を開示することが求められる。</li> </ul> <p>(2) 企業価値向上に向けたストーリーを意識した開示</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・いわゆる「開示のための開示」に陥らず、企業価値向上に向けたストーリーを理解できるように開示することが期待される。</li> <li>・経営方針・経営戦略等との整合性を意識して説明する。</li> <li>・4つの構成要素は、サステナビリティ関連のリスク及び機会についても併せて開示する。</li> <li>・特定のサステナビリティ関連のリスク又は機会と、ガバナンス、戦略、リスク管理、指標及び目標の4つの構成要素のつながりについて分かり易く開示する。</li> <li>・サステナビリティ関連のリスク及び機会に関連した企業の取組が企業価値等に対してどのような財務的影響を与えるのかについて、投資者の投資判断にとって有用な情報を開示する。</li> </ul>	
3 事業等のリスク	<p>経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー(以下「経営成績等」という)の状況に重要な影響を与える可能性があること認識している主要なリスク(次のような投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項)について、当該リスクが顕在化する可能性の程度や時期、当該リスクが顕在化した場合に連結会社の経営成績等の状況に与える影響の内容、当該リスク</p>	<p>記載上の注意(11) 第二号様式記載上の注意(31) 開示ガイドライン C 個別ガイドライ</p>

項目	留意点	備考
	<p>への対応策を記載するなど、具体的に記載する。記載に当たっては、リスクの重要性や経営方針・経営戦略等との関連性の程度を考慮して、分かりやすく記載する。</p> <p>① 連結会社の経営成績等の状況の異常な変動  ② 特定の取引先・製品・技術等への依存  ③ 特有の法的規制・取引慣行・経営方針  ④ 重要な訴訟事件等の発生  ⑤ 役員・大株主・関係会社等に関する重要事項  ⑥ その他</p> <p>将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他経営に重要な影響を及ぼす事象が存在する場合には、その旨及びその具体的な内容を分かりやすく記載する。また、当該重要事象等についての分析・検討内容及び当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策を具体的に、かつ、分かりやすく記載する。</p> <p>経営者の対応策等から継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められないため、「継続企業の前提に関する注記」に至らなかったとしても、上記の重要事象等が存在する場合には記載が必要となるので、注意が必要である。</p> <p>将来に関する事項を記載する場合には、「当該事項は当連結会計年度末現在において判断したものである旨を記載する」とされているが、有価証券報告書提出日時点での判断を妨げるものではないと考えられる。また、その際は、有価証券報告書提出日時点で判断したものである旨を記載すべきであると考えられる（作成要領69ページ作成にあたってのポイント③）。</p>	<p>ン「事業等のリスク」に関する取扱いガイドライン</p>
<p>4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析</p>	<p>経営成績等の状況の概要を記載した上で、経営者の視点による当該経営成績等の状況に関する分析・検討内容を、具体的に、かつ、分かりやすく記載する。</p> <p>① 経営成績等の概要には以下の事項を含めて記載する。</p> <p>(a) 事業全体及びセグメント情報に記載された区分ごとの経営成績の状況並びにキャッシュ・フローの状況について、前年同期と比較して、その概要を記載する。</p> <p>(b) 生産、受注及び販売の状況について、次に掲げる事項を記載する。</p> <p>i 生産、受注及び販売の実績（前年同期と比較してセグメント情報に関連付けて記載する）</p> <p>ii 生産能力、主要な原材料価格、主要な製商品の仕入価格・販売価格等に著しい変動があった場合、その他生産、受注、販売等に関して特記すべき事項がある場合には、セグメント情報に関連付けた内容</p> <p>(c) 主要な販売先がある場合には、当連結会計年度の前連結会計年度及び当連結会計年度における相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合を記載する。ただし、当該割合が100分の10未満の相手先については記載を省略することができる。</p> <p>② 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容には以下の事項を含めて記載する。</p> <p>(a) 経営成績等の状況に関して、事業全体及びセグメント情報に記載された区分ごとに、経営者の視点による認識及び分析・検討内容</p> <p>(b) キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容及び資本の財源及び資金の流動性に係る情報の記載に当たっては、資金調達の方法及び状況並びに資金の主要な用途を含む資金需要の動向についての経営者の認識を含めて記載するなど、具体的に、かつ、分かりやすく記載する。</p> <p>(c) 連結財務諸表の作成に当たって用いた会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定のうち、重要なものについて、当該見積り及び当該仮定の不確実性の内容やその変動により経営成績等に生じる影響など、「第5 経理の状況」に記載した会計方針を補足する情報を記載する。ただし、記載すべき事項の全部又は一部を「第5 経理の状況」の注記において記載した場合には、その旨を記載することによって、当該注記において記載した事項の記載を省略することができる。</p>	<p>記載上の注意(12)  第二号様式記載上の注意(32)</p>
<p>5 重要な契</p>	<p>2025年3月期の開示においては、令和5年開示府令等の一部改正府令により、</p>	<p>令和8年開示府令</p>

項目	留意点	備考
約等	<p>重要な契約等の例示が追加されていた。ただし、2025年3月期においては、令和5年開示府令等の一部改訂府令の施行（2024年4月1日）前に締結された契約等について、その記載を省略する旨を記載することができるとされていた。2026年3月期の開示においては、施行前に締結された契約等についても開示することとなるため留意が必要となる。なお、令和5年開示府令等の一部改訂府令の概要は以下のとおりである（「5. 重要な契約等」では、令和8年開示府令等の一部改訂府令による改正箇所について下線をひいている）。</p> <p>(1) 開示対象となる契約の明確化 従前から例示されていた項目（事業の賃貸借、経営委任契約、他人と事業上の損益全部を共通にする契約、技術援助契約、合併、事業譲受、事業譲渡、株式交換、株式移転、株式交付、会社分割等）に加えて、以下に関する合意についての記載が求められることが明確化された。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 企業・株主間のガバナンスに関する合意</li> <li>② 企業・株主間の株主保有株式の処分・買増し等に関する合意</li> <li>③ ローン契約と社債に付される財務上の特約</li> </ol> <p>なお、例示されている類型に該当しない場合であっても、企業にとって重要な契約等である場合には開示を行う必要がある点に留意が必要である。</p> <p>主な開示項目及び留意点は以下のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 企業・株主間のガバナンスに関する合意 有価証券報告書等の提出会社（提出会社が持株会社の場合には、その子会社を含む。）が、提出会社の株主（完全親会社を除く。）との間で、以下のガバナンスに影響を及ぼし得る合意を含む契約（重要性の乏しいものを除く。）を締結している場合、当該契約の概要や合意の目的及び、当該合意に係る意思決定に至る過程、ガバナンスへの影響等を具体的に開示する。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(a) 役員候補者指名権の合意</li> <li>(b) 議決権行使内容を拘束する合意</li> <li>(c) 事前承諾事項等に関する合意</li> </ol> <p>(留意事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・提出会社の株主が完全親会社である場合を除き、親会社との契約についても開示対象となる。</li> <li>・「提出会社の株主」とは名義株主を指す。ただし、いわゆる実質株主との間で合意を締結しており、当該株主が実質株主であることを提出会社が把握している場合には、これを任意に開示することが望ましいと考えられる。</li> <li>・一定の合意を含む契約のうち「重要性の乏しいもの」については開示対象外であるが、「重要性の乏しいもの」に該当するか否かは、当該合意が提出会社等のガバナンスや支配権、市場等に与える影響を踏まえ、個別事案ごとに実態に即して判断する。</li> <li>・取締役会における検討状況その他の当該提出会社における当該合意に係る意思決定に至る過程及び当該合意が当該提出会社の企業統治に及ぼす影響（影響を及ぼさないと考える場合には、その理由）を具体的に記載する（令和7年度金融庁有報レビュー結果）。</li> </ul> </li> <li>② 企業・株主間の株主保有株式の処分・買増し等に関する合意 有価証券報告書等の提出会社が、提出会社の株主（大量保有報告書を提出した株主）との間で、以下の株主保有株式の処分等に関する合意を含む契約（重要性の乏しいものを除く。）を締結している場合、当該契約の概要や合意の目的、当該合意に係る意思決定に至る過程等を具体的に開示する。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(a) 保有株式の譲渡等の禁止・制限の合意</li> <li>(b) 保有株式の買増しの禁止に関する合意</li> <li>(c) 株式の保有比率の維持の合意</li> <li>(d) 契約解消時の保有株式の売渡請求の合意</li> </ol> <p>(留意事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・株主単独での持分が5%以下となる場合であっても共同保有者として大量保有報告書が提出されている場合には、当該共同保有者との合意も開示対象となる。</li> <li>・未公表の重要事実に関連して締結されたものであって、これらの合意が、未公表の重要事実に関する交渉又は検討に係る期間を踏まえて一定の期間</li> </ul> </li> </ol>	<p>等の一部改訂府令 記載上の注意(13) 第二号様式記載上の注意(33) 開示ガイドライン 5-17-3、5-17-6及び 5-17-7 パブコメ（重要な契約等）No.9、13～ 17、42～44、48、 49、64、65、83、 84、89、125、126</p>

項目	留意点	備考
	<p>に限り有効なものである場合は「重要性の乏しいもの」として開示対象外となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一定の合意を含む契約のうち「重要性の乏しいもの」については開示対象外であるが、「重要性の乏しいもの」に該当するか否かは、当該合意が提出会社等のガバナンスや支配権、市場等に与える影響を踏まえ、個別事案ごとに実態に即して判断する。</li> </ul> <p>③ ローン契約と社債に付される財務上の特約</p> <p>有価証券報告書等の提出会社（連結子会社を含む。）が、財務上の特約その他当該提出会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を及ぼす可能性のある特約が付されたローン契約の締結又は社債の発行をしている場合であって、その残高（同種の特約が付された契約・社債はその負債の額を合算する）が連結純資産額の10%以上である場合には、当該契約又は社債の概要及び財務上の特約の内容を開示する。ただし、提出会社が連結子会社との間又は連結子会社が提出会社若しくは他の連結子会社との間で締結しているローン契約又は発行している社債は記載対象から除かれる。</p> <p>(留意事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「財務上の特約」とは開示府令第19条第2項第12号の4に規定する「当該提出会社の財務指標があらかじめ定めた基準を維持することができない事由が生じたことを条件として当該提出会社が期限の利益を喪失する旨の特約」を指す。</li> <li>「財務上の特約」に定められた事由が生じていない段階から開示が必要である。</li> <li>開示対象は「財務上の特約」に限られず、投資者の投資判断に重要な影響を及ぼすと考えられるものについても開示が求められる。</li> <li>ノンリコースローンの場合は、その残高が連結純資産額の10%以上である場合であっても、当該資産又は収益の評価額等に照らして想定される損失の額が当該基準を下回ることが明らかである場合には開示を要しない。</li> <li>「同種の特約」とは、基準となる財務指標及びその値が同一であるものをいい、貸し手の異同を問わない。</li> <li>「同種の特約」が付された契約・社債の残高の合算にあたり、財務上の特約のすべてが一致していなくても特定の財務指標に係る特約が一致している場合には合算が必要である。</li> </ul>	
第4 提出会社の状況		
<p>1 株式等の状況</p> <p>(2) 新株予約権等の状況</p>	<p>令和8年開示府令等の一部改訂府令により、使用人等のみに対して新株予約権証券を付与する場合であって、「ストックオプション制度の内容」において記載すべき事項を「5 従業員の状況等」の「(2)従業員の状況」に記載しているときは、その旨を記載することによって、本項目におけるこれらの事項の記載を省略することができる。</p> <p>使用人等のみに対して新株予約権を付与する場合で、ストックオプション制度の内容を「5 従業員の状況等」の「(2)従業員の状況」に記載している場合における記載の省略例は以下の通りである。</p> <p>(作成要領120ページ記載事例)</p> <p>(使用人等のみに対して新株予約権を付与する場合で、ストックオプション制度の内容を「5 従業員の状況等」の「(2)従業員の状況」に記載している場合)</p> <p>① 【ストックオプション制度の内容】</p> <p>使用人等のみに対して付与する新株予約権の内容については、「5 従業員の状況等(2)従業員の状況」に記載している。</p>	<p>令和8年開示府令等の一部改訂府令記載上の注意(19) 第二号様式記載上の注意(39)</p>
<p>(8) 役員・従業員株式所有制度の内容</p>	<p>令和8年開示府令等の一部改訂府令により、使用人その他の従業員のみを対象とした役員・従業員株式所有制度を導入している場合であって、役員・従業員株式所有制度の内容において記載すべき事項を「5 従業員の状況等」の「(2)従業員の状況」に記載しているときは、その旨を記載することによって、本項目におけるこれらの事項の記載を省略することができる。</p> <p>(作成要領148ページ記載事例)</p> <p>(使用人その他の従業員のみを対象とした役員・従業員株式所有制度を導入し</p>	<p>令和8年開示府令等の一部改訂府令記載上の注意(27) 第二号様式記載の注意(46)c</p>

項目	留意点	備考									
	<p>ており、当該制度の内容を「5 従業員の状況等」の「(2)従業員の状況」に記載している場合)</p> <p>(8) 【役員・従業員株式所有制度の内容】          当社は使用人その他の従業員のみを対象とした役員・従業員株式所有制度を導入している。当該役員・従業員株式所有制度については、「5 従業員の状況等(2)従業員の状況」に記載している。</p>										
<p>2 自己株式の取得等の状況</p>	<p>有価証券報告書を定時株主総会前に提出する場合には、会社法第156条第1項の規定による株式の取得（自己株式の取得）に関する事項が当該定時株主総会又は取締役会の決議事項になっているときは、その旨及びその概要を関連する箇所に記載する（令和8年開示府令等の一部改正府令）。</p> <p>(作成要領152ページ記載事例)          [有価証券報告書を定時株主総会前に提出する場合で、会社法第156条第1項の規定による株式の取得に関する事項が当該定時株主総会の決議事項となっている場合]</p> <p>また、次の株式の取得に関する事項は、〇年6月〇日開催予定の定時株主総会の決議事項となっている。</p> <table border="1" data-bbox="411 869 1123 981"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>株式数(株)</th> <th>価額の総額(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>株主総会（〇年6月〇日）での決議状況（予定） （取得期間〇年〇月〇日～〇年〇月〇日）</td> <td>XXX,XXX</td> <td>XXX,XXX,XXX</td> </tr> </tbody> </table>	区分	株式数(株)	価額の総額(円)	株主総会（〇年6月〇日）での決議状況（予定） （取得期間〇年〇月〇日～〇年〇月〇日）	XXX,XXX	XXX,XXX,XXX	<p>令和8年開示府令等の一部改正府令記載上の注意(1)g</p>			
区分	株式数(株)	価額の総額(円)									
株主総会（〇年6月〇日）での決議状況（予定） （取得期間〇年〇月〇日～〇年〇月〇日）	XXX,XXX	XXX,XXX,XXX									
<p>3 配当政策</p>	<p>有価証券報告書を定時株主総会前に提出する場合には、会社法第453条の規定による剰余金の配当に関する事項が当該定時株主総会又は取締役会の決議事項になっているときは、その旨及びその概要を関連する箇所に記載する（令和8年開示府令等の一部改正府令）。</p> <p>(作成要領158ページ記載事例)          [有価証券報告書を定時株主総会前に提出する場合で、剰余金の配当に関する事項が当該定時株主総会の決議事項となっている場合]</p> <p>なお、第〇〇期の剰余金の配当は以下のとおりである。期末配当に関する配当金の総額XX百万円及び1株当たり配当額XX円については、〇年6月〇日開催予定の定時株主総会の決議事項となっている。</p> <table border="1" data-bbox="411 1361 1123 1563"> <thead> <tr> <th>決議年月日</th> <th>配当金の総額(百万円)</th> <th>1株当たり配当額(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>〇年11月〇日 取締役会決議</td> <td>XX</td> <td>X</td> </tr> <tr> <td>〇年6月〇日 定時株主総会決議（予定）</td> <td>XX</td> <td>XX</td> </tr> </tbody> </table>	決議年月日	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	〇年11月〇日 取締役会決議	XX	X	〇年6月〇日 定時株主総会決議（予定）	XX	XX	<p>令和8年開示府令等の一部改正府令記載上の注意(1)g</p>
決議年月日	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)									
〇年11月〇日 取締役会決議	XX	X									
〇年6月〇日 定時株主総会決議（予定）	XX	XX									
<p>4 コーポレート・ガバナンスの状況等 (1) コーポレート・ガバナンスの概要</p>	<p>上場会社においては、次の事項の記載について注意が必要である。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方</li> <li>② 提出会社の企業統治の体制の概要（設置する機関の名称、目的、権限及び構成員の氏名の記載を含む）及び当該企業統治の体制を採用する具体的な理由</li> <li>③ 企業統治に関するその他の事項（例えば、内部統制システムの整備の状況、リスク管理体制の整備の状況、提出会社の子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況）</li> <li>④ 取締役会の活動状況（開催頻度、具体的な検討内容、個々の取締役又は委員の出席状況等）              取締役会の活動状況の記載上のポイントは以下のとおりである。             <ul style="list-style-type: none"> <li>・取締役会のほか、指名委員会等設置会社における指名委員会及び報酬委員会並びに企業統治に関して提出会社が任意に設置する委員会その他これに類するものの活動状況を記載する。</li> <li>・「企業統治に関し提出会社が任意に設置する委員会その他これに類するもの」は企業ごとに様々なものがあり得、個別に判断する必要があると考えられるが、その活動状況の記載が必要な「指名委員会等設置会社における指名</li> </ul> </li> </ol>	<p>記載上の注意(35)          第二号様式記載上の注意(54)          パブコメ（サステナ等）No.289及び297</p>									

項目	留意点	備考
	<p>委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会」以外では、例えば、経営会議やサステナビリティ委員会についても、企業によっては、これに含まれ得ると考えられる（パブコメ（サステナ等）No.289）。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・企業統治に関して提出会社が任意に設置する委員会その他これに類するもののうち、指名委員会等設置会社における指名委員会又は報酬委員会に相当するもの以外のものについては、記載を省略することができる。</li> </ul> <p>令和7年度金融庁有報レビュー結果において、取締役会の活動状況について、次の留意事項が示されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・取締役会、会社が任意に設置する指名・報酬委員会等の開催頻度、具体的な検討内容、個々の取締役又は委員の出席状況等の記載が求められており、いずれについても記載したか留意する必要がある。</li> <li>・「具体的な検討内容」には、例えば、資本コストや株価を意識した経営の実現への対応、取締役会の実効性評価、サステナビリティ関連や政策保有株式関連の検討事項等も含まれ得ることに留意する。</li> </ul>	
(3) 監査の状況	<p>以下について注意が必要である。</p> <p>① 監査役監査の状況</p> <p>(a) 監査役監査の組織、人員（財務及び会計に関する相当程度の知見を有する監査役、監査等委員又は監査委員が含まれる場合には、その内容を含む）及び手続について、具体的に、かつ、分かりやすく記載する。</p> <p>(b) 当事業年度における提出会社の監査役及び監査役会（監査等委員会設置会社にあつては提出会社の監査等委員会、指名委員会等設置会社にあつては提出会社の監査委員会をいう）の活動状況（開催頻度、具体的な検討内容、個々の監査役の出席状況及び常勤の監査役の活動等）を記載する。</p> <p>「具体的な検討内容」は単に規定された検討事項ではなく、実際に監査役会において検討された内容の開示が求められている（パブコメ（サステナ等）No.311）。</p> <p>② 内部監査の状況</p> <p>上場会社においては、次の事項について、具体的に、かつ、分かりやすく記載する。</p> <p>(a) 内部監査の組織、人員及び手続</p> <p>(b) 内部監査、監査役監査及び会計監査の相互連携並びにこれらの監査と内部統制部門との関係</p> <p>(c) 内部監査の実効性を確保するための取組（内部監査部門が代表取締役のみならず、取締役会並びに監査役及び監査役会に対しても直接報告を行う仕組みの有無を含む）</p> <p>内部監査部門が、監査役及び監査役会だけでなく、取締役会に直接報告を行う仕組みの有無についても記載することが求められていることに留意する。なお、直接報告を行う仕組みの有無について記載が求められていることから、関連する仕組みが無い場合には、その旨を記載することに留意する（令和7年度金融庁有報レビュー結果）。</p>	<p>記載上の注意(37) 第二号様式記載上の注意(56) パブコメ（サステナ等）No.311</p>
(5) 株式の保有状況	<p>上場会社においては、次の事項の開示に際して注意が必要である。</p> <p>① 保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分の基準や考え方</p> <p>② 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式</p> <p>(a) 保有方針及び保有の合理性を検証する方法 個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容</p> <p>(b) 非上場株式とそれ以外の株式に区分して、</p> <p>i 銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額</p> <p>ii 株式数が増加（減少）した銘柄数、株式の増加に係る取得価額の合計額及び増加の理由、株式数の減少に係る売却価額の合計額</p> <p>(c) 特定投資株式（保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式（非上場株式を除く））及びみなし保有株式（純投資目的以外の目的で提出会社が信託契約その他の契約又は法律上の規定に基づき株主として</p>	<p>記載上の注意(39) 第二号様式記載上の注意(58) 開示ガイドライン5-19-3-2 DWG報告II 4. パブコメ（政策保有株式）No.13~16</p>

項目	留意点	備考
	<p>議決権を行使する権限又は議決権の行使を指図する権限を有する株式（提出会社が信託財産として保有する株式及び非上場株式を除く。）のうち、当事業年度及びその前事業年度のそれぞれについて、銘柄別による貸借対照表計上額（みなし保有株式にあっては、当該株式の事業年度末日における時価に議決権行使権限の対象となる株式数を乗じて得た額）が、提出会社の資本金額の100分の1を超えるものについて、特定投資株式及びみなし保有株式に区分して、銘柄ごとに</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>i 銘柄</li> <li>ii 株式数</li> <li>iii 貸借対照表計上額</li> <li>iv 保有目的（みなし保有株式の場合には、当該株式につき議決権行使権限その他提出会社が有する権限の内容）</li> <li>v 保有目的が提出会社と当該株式の発行者との間の営業上の取引、業務上の提携その他これらに類する事項を目的とするものである場合には、当該事項の概要</li> <li>vi 提出会社の経営方針・経営戦略等、事業の内容及びセグメント情報と関連付けた定量的な保有効果（定量的な保有効果の記載が困難な場合には、その旨及び保有の合理性を検証した方法）</li> <li>vii 株式数が増加した理由</li> <li>viii 当該株式の発行者による提出会社の株式の保有の有無</li> </ul> <p>③ 純投資目的で保有する投資株式 非上場株式とそれ以外の株式に区分し、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>i 当事業年度及びその前事業年度における銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額</li> <li>ii 当事業年度における受取配当金、売却損益及び評価損益のそれぞれの合計額</li> </ul> <p>④ 保有目的の変更</p> <p>(a) 当事業年度において、保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したものがあがる場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>i 銘柄</li> <li>ii 株式数</li> <li>iii 貸借対照表計上額</li> </ul> <p>(b) 当事業年度を含む最近5事業年度において、保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したものがあがる場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>i 銘柄</li> <li>ii 株式数</li> <li>iii 貸借対照表計上額</li> <li>iv 保有目的を変更した事業年度</li> <li>v 保有目的の変更の理由及び保有目的の変更後の保有又は売却に関する方針</li> </ul> <p>政策保有株式の保有目的に関しては、「営業上の取引」又は「業務上の提携」といった定型的な記載にとどまるのではなく、投資者と企業の対話に資する具体的な記載が求められている。</p> <p>また、開示府令が改正され、保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したものがあがる場合の開示が拡充されている。</p> <p>当該改正は、保有目的を純投資目的に変更したにも関わらず、実質的に政策保有株式を継続保有していることと差異がない状態になっている状況を踏まえて行われたものである。</p> <p>また、開示ガイドラインがあわせて改正され、「純投資目的」の定義が明確化された。「純投資目的」とは、専ら株式の価値の変動又は株式に係る配当によって利益を受けることを目的とすることをいい、例えば、当該株式の発行者等が提出会社の株式を保有する関係にあること、当該株式の売却に関して発行者の応諾を要すること等により、発行者との関係において提出会社による売却を妨げる事情が存在する株式は、純投資目的で保有しているものとはいえない点に留意が必要である。</p> <p>保有目的を純投資目的に変更した場合、「保有目的の変更の理由及び保有目的の変更後の保有又は売却に関する方針」が求められるが、「売却に関する方針」については、売却予定時期を明示することが考えられる。それが困難である場合であっても、売却を実現する際の考慮要素など、売却の時期に関する会社の</p>	

項目	留意点	備考
	<p>考え方を具体的に記載することが考えられる。</p> <p>令和7年度金融庁有報レビュー結果において、次のような留意事項が示されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>政策保有株式の銘柄ごとの保有目的を具体的に記載することが必要である。保有目的が営業上の取引関係の維持・強化にある場合には、営業上の取引の概要を具体的に記載する必要がある。</li> <li>保有目的が株式の持合いを通じた安定株主の確保にある場合には、当該目的を記載することが求められている。</li> <li>政策保有株式について、保有の合理性を検証する方法及び取締役会等における検証の内容を具体的に、実態に基づいて記載する必要がある。</li> <li>銘柄ごとの政策保有株式の定量的な保有効果の記載が困難な場合においては、その旨及び保有の合理性を検証した方法を具体的に記載することが求められている。</li> <li>政策保有株式縮減の方針を示しつつ、売却可能時期等について発行者と合意をしていない状態で純投資目的の株式に変更を行うような場合や発行者から売却の合意を得た上で純投資目的の株式に区分変更したものの、長期間（1年以上）売却をしていない又は長期間売却に取り組む予定がないような場合には、実質的に、政策保有株式を継続保有していることと差異がない状態になり、投資者に誤解を与える可能性がある。このような場合には、区分変更の理由の合理性や純投資目的の株式として継続保有することの合理性を検証し、その内容を開示することが考えられる。</li> <li>開示ガイドラインにおいて、純投資目的の株式について「例えば、当該株式の発行者等が提出会社の株式を保有する関係にあること、当該株式の売却に関して発行者の応諾を要すること等により、発行者との関係において提出会社による売却を妨げる事情が存在する株式は、純投資目的で保有しているものとはいえない」という考え方が示されているため、これらに従い、純投資目的の株式に該当するかを判断し、適切な開示を行う必要がある。</li> </ul>	
<p>5 従業員の状況等 (1) 人材戦略に関する基本方針等</p>	<p>令和8年開示府令等の一部改正府令により、「従業員の状況」の位置を「第1 企業の概況」から「第4 提出会社の状況」に移動している。また、人材戦略に関する基本方針として、以下について記載する。</p> <p>① 連結会社の人材戦略を連結会社の経営方針・経営戦略等に関連付けて、具体的に記載する。</p> <p>② 連結会社の従業員（連結会社の事業活動の特性上、臨時従業員が果たす役割が重要である場合には、臨時従業員を含む。）の給与（賞与を含む。）その他の給付の額及び内容の決定に関する方針について、具体的に記載する。</p> <p>なお、当該方針は、提出会社（提出会社が子会社の経営管理を行うことを主たる業務とする会社である場合にあっては、提出会社及び最大人員会社（提出会社の連結子会社（外国の会社を除く。）のうち当事業年度における従業員数（就業人員数をいう。）が最も多い会社（当該会社の従業員数が連結会社の従業員数の過半数を超えない場合には、連結子会社のうちその次に従業員数が多い会社を含む。）をいう。）に係るものに限ることができる。</p> <p>③ ①及び②の規定に基づき記載すべき事項の全部又は一部を有価証券報告書の他の箇所において記載した場合には、その旨を記載することによって、当該他の箇所において記載した事項の記載を省略することができる。</p> <p>(留意事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>上記①については、連結会社ベースで記載する。</li> <li>上記②については、連結会社ベースで記載しないことができる。</li> <li>「サステナビリティに関する考え方及び取組」の項目に記載する事項と重複が生じる場合は、いずれかの項目にまとめて記載し、その旨を記載することによって記載を省略することができる。</li> </ul>	<p>令和8年開示府令等の一部改正府令記載上の注意 (39-2)</p> <p>第二号様式記載上の注意 (58-2)</p> <p>パブコメ (サステナ等2026) No.125からNo.135、No.143及びNo.144</p>
<p>(2) 従業員の状況</p>	<p>令和8年開示府令等の一部改正府令により、従前の項目に追加して、以下について新たに記載する。</p> <p>① 提出会社の当連結会計年度末現在の従業員について、その数、平均年齢、平均勤続年数、平均年間給与（賞与を含む。）及び平均年間給与の対前事業年度増減率（当事業年度における平均年間給与からその前事業年度における平均年間給与を控除した額を当該前事業年度における平均年間給与の額で除して得た割合をいう。）を記載する。</p>	<p>令和8年開示府令等の一部改正府令記載上の注意 (39-3)</p> <p>第二号様式記載上の注意 (58-3)</p> <p>パブコメ (サステ</p>

項目	留意点	備考																				
	<p>② 提出会社が子会社の経営管理を行うことを主たる業務とする会社である場合には、最大人員会社に係る①に規定する事項について、会社ごとに区分して記載する。</p> <p>③ 使用人等のみに対して新株予約権証券を付与する場合には、「1 株式等の状況」の「(2)新株予約権等の状況」の「①ストックオプション制度の内容」に記載している旨を、使用人その他の従業員のみを対象とした役員・従業員株式所有制度を導入している場合には「1 株式等の状況」の「(8)役員・従業員株式所有制度の内容」に記載している旨を記載する。</p> <p>(留意事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>最大人員会社の定義は、「(1)人材戦略に関する基本方針等」と同じであり、従業員数を基準として判定する。</li> <li>最大人員会社の決算末日が提出会社のものと異なる場合、各企業におけるデータ集計の容易さ等を勘案し、適切な方法により開示することが考えられる。例えば、提出会社の決算日時点の情報を記載する方法や、最大人員会社の決算日時点の情報を記載する方法等が考えられる。</li> </ul> <p>(作成要領214ページ記載事例)</p> <p>(提出会社が子会社の経営管理を行うことを主たる業務とする会社であり、提出会社の連結子会社のうち当事業年度における従業員数が最も多い会社の従業員数が連結会社の従業員の過半数を超えない場合)</p> <p>(2) 【従業員の状況】</p> <p>① 連結会社の状況 (略)</p> <p>② 提出会社の状況 (略)</p> <p>③ 最大人員会社の状況 ア 当事業年度における従業員数が最も多い会社</p> <p>〇〇電子(株) <span style="float: right;">〇年3月31日現在</span></p> <table border="1" data-bbox="411 1218 1123 1350"> <thead> <tr> <th>従業員数 (人)</th> <th>平均年齢 (歳)</th> <th>平均勤続年数 (年)</th> <th>平均年間給与 (円)</th> <th>平均年間給与の 対前事業年度増減率 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>X,XXX[XXX]</td> <td>XX.X</td> <td>XX.X</td> <td>X,XXX,XXX</td> <td>X.X</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 従業員数は就業人員数(社外への出向者を除き、社外からの出向者を含む。)であり、臨時従業員数は[ ]内に年間の平均人員を外数で記載している。</p> <p>2. 臨時従業員には、季節工、パートタイマー及び嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いている。</p> <p>3. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでいる。</p> <p>イ 上記アの会社の次に従業員数が多い会社</p> <p>(株)〇〇セラミックス <span style="float: right;">〇年3月31日現在</span></p> <table border="1" data-bbox="411 1659 1123 1792"> <thead> <tr> <th>従業員数 (人)</th> <th>平均年齢 (歳)</th> <th>平均勤続年数 (年)</th> <th>平均年間給与 (円)</th> <th>平均年間給与の 対前事業年度増減率 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>X,XXX[XXX]</td> <td>XX.X</td> <td>XX.X</td> <td>X,XXX,XXX</td> <td>X.X</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 従業員数は就業人員数(社外への出向者を除き、社外からの出向者を含む。)であり、臨時従業員数は[ ]内に年間の平均人員を外数で記載している。</p> <p>2. 臨時従業員には、季節工、パートタイマー及び嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いている。</p> <p>3. 従業員数が当事業年度末までの1年間において、XXX人増加しているが、その主な理由は、〇〇〇事業における△△△△関連製品の増産等によるものである。</p> <p>4. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでいる。</p>	従業員数 (人)	平均年齢 (歳)	平均勤続年数 (年)	平均年間給与 (円)	平均年間給与の 対前事業年度増減率 (%)	X,XXX[XXX]	XX.X	XX.X	X,XXX,XXX	X.X	従業員数 (人)	平均年齢 (歳)	平均勤続年数 (年)	平均年間給与 (円)	平均年間給与の 対前事業年度増減率 (%)	X,XXX[XXX]	XX.X	XX.X	X,XXX,XXX	X.X	<p>ナ等2026) No.171</p>
従業員数 (人)	平均年齢 (歳)	平均勤続年数 (年)	平均年間給与 (円)	平均年間給与の 対前事業年度増減率 (%)																		
X,XXX[XXX]	XX.X	XX.X	X,XXX,XXX	X.X																		
従業員数 (人)	平均年齢 (歳)	平均勤続年数 (年)	平均年間給与 (円)	平均年間給与の 対前事業年度増減率 (%)																		
X,XXX[XXX]	XX.X	XX.X	X,XXX,XXX	X.X																		

項目	留意点	備考																				
	<p>(作成要領212ページ記載事例)  (使用人等のみに対して新株予約権を付与する場合で、ストックオプション制度の内容を「1 株式等の状況」の「(2)新株予約権等の状況」の「①ストックオプション制度の内容」に記載している場合)</p> <p>④ 使用人等のみに対して付与する新株予約権の内容  使用人等のみに対して新株予約権を付与する新株予約権の内容について「1 株式等の状況(2)新株予約権等の状況 ①ストックオプション制度の内容」に記載している。</p> <p>(使用人その他の従業員のみを対象とした役員・従業員株式所有制度を導入している場合で、当該制度の内容を「1 株式等の状況」の「(8)役員・従業員株式所有制度の内容」に記載している場合)</p> <p>④ 使用人その他の従業員のみを対象とした役員・従業員株式所有制度の内容  当社は使用人その他の従業員のみを対象とした役員・従業員株式所有制度を導入している。当該役員・従業員株式所有制度の内容について「1 株式等の状況 (8)役員・従業員株式所有制度の内容」に記載している。</p>																					
第5 経理の状況																						
1 連結財務諸表等																						
(1) 連結財務諸表																						
連結貸借対照表	<p>グローバル・ミニマム課税制度に係る未払法人税等のうち、貸借対照表日の翌日から起算して1年を超えて支払の期限が到来するものは、固定負債の区分に長期未払法人税等などその内容を示す科目をもって表示する。</p>	<p>グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等の会計処理及び開示に関する取扱い第8項</p>																				
連結損益計算書及び連結包括利益計算書	<p>グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等は、「法人税、住民税及び事業税」等の適切な科目をもって表示する。  連結損益計算書において、グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等が重要な場合は、当該金額を注記する。</p> <p>なお、後述の通り、個別損益計算書においては、金額の重要性が乏しい場合を除き、グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等は、損益計算書において区分表示するか、金額を注記することが求められているため注意が必要である。</p>	<p>グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等の会計処理及び開示に関する取扱い第9項及び第10項</p>																				
連結株主資本等変動計算書関係	<p>(作成要領364ページ記載事例)  [有価証券報告書を定時株主総会前に提出する場合で、剰余金の配当に関する事項が当該定時株主総会の決議事項となっている場合]</p> <p>(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの  (例1：文章による方法)  次の剰余金の配当に関する事項は、○年6月XX日開催予定の定時株主総会の決議事項となっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・普通株式の配当に関する事項 <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>(イ) 配当金の総額</td> <td style="text-align: right;">XX百万円</td> </tr> <tr> <td>(ロ) 配当の原資</td> <td style="text-align: right;">利益剰余金</td> </tr> <tr> <td>(ハ) 1株当たり配当額</td> <td style="text-align: right;">XX円</td> </tr> <tr> <td>(ニ) 基準日</td> <td style="text-align: right;">○年3月31日</td> </tr> <tr> <td>(ホ) 効力発生日</td> <td style="text-align: right;">○年6月XX日</td> </tr> </table> </li> <li>・A種株式の配当に関する事項 <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>(イ) 配当金の総額</td> <td style="text-align: right;">XX百万円</td> </tr> <tr> <td>(ロ) 配当の原資</td> <td style="text-align: right;">利益剰余金</td> </tr> <tr> <td>(ハ) 1株当たり配当額</td> <td style="text-align: right;">XX円</td> </tr> <tr> <td>(ニ) 基準日</td> <td style="text-align: right;">○年3月31日</td> </tr> <tr> <td>(ホ) 効力発生日</td> <td style="text-align: right;">○年6月XX日</td> </tr> </table> </li> </ul>	(イ) 配当金の総額	XX百万円	(ロ) 配当の原資	利益剰余金	(ハ) 1株当たり配当額	XX円	(ニ) 基準日	○年3月31日	(ホ) 効力発生日	○年6月XX日	(イ) 配当金の総額	XX百万円	(ロ) 配当の原資	利益剰余金	(ハ) 1株当たり配当額	XX円	(ニ) 基準日	○年3月31日	(ホ) 効力発生日	○年6月XX日	
(イ) 配当金の総額	XX百万円																					
(ロ) 配当の原資	利益剰余金																					
(ハ) 1株当たり配当額	XX円																					
(ニ) 基準日	○年3月31日																					
(ホ) 効力発生日	○年6月XX日																					
(イ) 配当金の総額	XX百万円																					
(ロ) 配当の原資	利益剰余金																					
(ハ) 1株当たり配当額	XX円																					
(ニ) 基準日	○年3月31日																					
(ホ) 効力発生日	○年6月XX日																					

項目	留意点	備考																					
	<p>(例2：表による方法) 次の剰余金の配当に関する事項は、〇年6月XX日開催予定の定時株主総会の決議事項となっている。</p> <table border="1" data-bbox="411 387 1121 589"> <thead> <tr> <th>決議</th> <th>株式の種類</th> <th>配当金の総額</th> <th>配当の原資</th> <th>1株当たり配当額</th> <th>基準日</th> <th>効力発生日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>〇年6月XX日 定時株主総会</td> <td>普通株式</td> <td>XX百万円</td> <td>利益剰余金</td> <td>XX円</td> <td>〇年 3月31日</td> <td>〇年 6月XX日</td> </tr> <tr> <td>〇年6月XX日 定時株主総会</td> <td>A種株式</td> <td>XX百万円</td> <td>利益剰余金</td> <td>XX円</td> <td>〇年 3月31日</td> <td>〇年 6月XX日</td> </tr> </tbody> </table>	決議	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり配当額	基準日	効力発生日	〇年6月XX日 定時株主総会	普通株式	XX百万円	利益剰余金	XX円	〇年 3月31日	〇年 6月XX日	〇年6月XX日 定時株主総会	A種株式	XX百万円	利益剰余金	XX円	〇年 3月31日	〇年 6月XX日	
決議	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり配当額	基準日	効力発生日																	
〇年6月XX日 定時株主総会	普通株式	XX百万円	利益剰余金	XX円	〇年 3月31日	〇年 6月XX日																	
〇年6月XX日 定時株主総会	A種株式	XX百万円	利益剰余金	XX円	〇年 3月31日	〇年 6月XX日																	
注記事項																							
<p>継続企業の前提に関する事項</p>	<p>有価証券報告書の「事業等のリスク」、「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」、会社法の事業報告における記載との整合性に注意する。</p>	<p>連結財規第15条の22 財規第8条の27 連結財規ガイドライン15の22 財規ガイドライン8の27-1～8の27-5 継続企業の前提に関する開示について（監査・保証実務委員会報告第74号） 継続企業（監査基準報告書570）</p>																					
<p>連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更に関する注記</p>	<p>連結財務諸表作成のための基本となる事項のうち、連結の範囲又は持分法適用の範囲を変更した場合には、その旨及び変更の理由を注記しなければならない。</p> <p>例えば、連結子会社数が当期と前期で異なる場合、当期と前期の差異について記載する方法のほか、前期の会社数を記載した上でさらに当期と前期の差異を記載する方法も考えられる（作成要領275ページ作成にあたってのポイント）。</p> <p>連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更が、当連結会計年度の翌連結会計年度の連結財務諸表に重要な影響を与えることが確実であると認められる場合には、翌連結会計年度の連結財務諸表に重要な影響を与える旨及びその影響の概要を併せて記載する。</p>	<p>連結財規第13条及び第14条 連結財規ガイドライン14</p>																					
<p>会計方針に関する事項</p> <p>重要な収益及び費用の計上基準</p> <p>収益認識会計基準等の適用</p>	<p>主要な事業における主な履行義務の内容、財務諸表提出会社が当該履行義務に関する収益を認識する通常の時点その他重要な会計方針に含まれると判断した収益認識に関する注記事項その他の事項を記載する。</p> <p>2023年3月24日に公表された令和4年度金融庁有報レビュー結果においては、以下のような事項が留意事項として挙げられている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・主な履行義務の内容及び履行義務の充足時点に関して、企業固有の取引内容や契約条件に基づき具体的に記載する。</li> <li>・少なくとも、収益の分解情報やセグメント情報等との関係性を説明する。もしくは、収益の分解情報の区分等で主な履行義務の内容を説明する。</li> <li>・重要性等に関する代替的な取扱いを適用し、履行義務の充足時点と収益認識の通常の時点が異なる場合には、その内容を適切に開示する。</li> <li>・一時点で収益を認識する場合において、顧客に商品の支配が移転した時点のみならず、何故その時点が適切と判断したかについての判断内容を開示する。</li> <li>・一定の期間にわたり充足する履行義務については、(a)収益を認識するために使用した方法（インプット法又はアウトプット法など進捗度の具体的な測定方法）及び(b)当該方法が財又はサービスの移転の忠実な描写となる根拠（つまり進捗度を測定する方法として何故その方法が適切と判断したのか）についても記載する。</li> </ul>	<p>連結財規第13条第5項 連結財規ガイドライン13-5第2項(5) 財規第8条の2の3 財規ガイドライン8の2の3第2項(7)及び第3項(6) 収益認識会計基準 令和4年度金融庁有報レビュー結果</p>																					
<p>会計方針に関する事項</p> <p>その他連結財</p>	<p>会計処理の対象となる会計事象や取引に関連する会計基準等の定めが明らかでない場合には、連結財務諸表提出会社が採用した会計処理の原則及び手続を記載する。</p> <p>例えば、グループ通算制度において通算税効果額の授受を行わない場合の会</p>	<p>連結財規13条第5項 連結財規ガイドライン13-5第2項(10)</p>																					

項目	留意点	備考
務諸表作成のための基礎となる事項  関連する会計基準等の定めが明らかでない場合	計処理及び開示については、グループ通算実務対応報告においても取り扱っておらず、具体的な定めは存在しない。したがって、「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合」に該当することになると考えられることから、連結財務諸表提出会社が採用した会計処理の原則及び手続を記載する。	財規第8条の2の3 財規ガイドライン8の2の3第2項(10)及び第3項(8)④ 過年度遡及会計基準 グループ通算実務対応報告
会計方針の変更に関する注記	<p>(当連結会計年度において会計方針の変更を行い、遡及適用を行った場合) (作成要領308ページ)</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>当社における、商品及び製品の評価方法は、従来、主として総平均法によっていたが、・・・・(正当な理由を記載)・・・・のため、当連結会計年度より、先入先出法に変更した。当該会計方針の変更は遡及適用され、前連結会計年度については遡及適用後の連結財務諸表となっている。</p> <p>この結果、遡及適用を行う前と比べて、前連結会計年度における連結貸借対照表は、商品及び製品、利益剰余金がそれぞれXXX百万円、XXX百万円増加し、前連結会計年度の連結損益計算書は、売上原価がXXX百万円減少し、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益がそれぞれ同額増加し、当期純利益及び親会社株主に帰属する当期純利益がそれぞれXXX百万円、XXX百万円増加している。</p> <p>前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書は、税金等調整前当期純利益がXXX百万円増加し、棚卸資産の増減額がXXX百万円減少している。</p> <p>前連結会計年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、連結株主資本等変動計算書の利益剰余金の遡及適用後の期首残高はXXX百万円増加している。</p> <p>なお、1株当たり情報に与える影響は当該箇所に記載している。</p>	連結財規第14条の2及び第14条の3 連結財規ガイドライン14の2 財規第8条の3及び第8条の3の2 財規ガイドライン8の3 正当な理由による会計方針の変更等に関する監査上の取扱い
未適用の会計基準等に関する注記	<p>既に公表されている会計基準等のうち、適用していないものがある場合には、次に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。</p> <p>① 当該会計基準等の名称及びその概要            ② 当該会計基準等の適用予定日（当該会計基準等の適用を開始すべき日前に適用する場合には、当該適用予定日）            ③ 当該会計基準等が連結財務諸表に与える影響に関する事項</p> <p>財規ガイドライン8の3の3-1-3及び連結財規ガイドライン14の4では、連結財務諸表に与える影響について、定量的に把握している場合にはその金額を記載し、定量的に把握していない場合には、定性的に記載するものとしている。なお、連結財務諸表作成時において、連結財務諸表に与える影響を評価中である場合には、その旨を記載するものとしている。</p> <p>例えば、新リース会計基準等（2027年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用。2025年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から早期適用可能）、改正金融商品実務指針（2026年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用。2025年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から早期適用可能）について注記することが考えられる。</p>	連結財規第14条の4 連結財規ガイドライン14の4 財規第8条の3の3 財規ガイドライン8の3の3から8の3の3-1-3
追加情報	<p>連結財規等においては、特に定める注記のほか、連結財務諸表提出会社の利害関係人が企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する適正な判断を行うために必要と認められる事項があるときは、当該事項を注記しなければならないとされている。</p> <p>注記すべき追加情報の例は監査・保証実務委員会実務指針第77号「追加情報の注記について」を参照されたい。なお、必要と認められる場合、ESOP実務対応報告第16項に記載の事項（取引の概要等）などを注記することが考えられる。</p>	連結財規第15条 財規第8条の5 追加情報の注記について ESOP実務対応報告
退職給付関係	退職給付に関し、確定給付制度を採用している場合には、退職給付制度の概	連結財規第15条の

項目	留意点	備考
	<p>要及び退職給付債務等の内容について、注記することが求められている。</p> <p>また、退職給付に関し、確定拠出制度を採用している場合には、確定拠出制度の概要及び確定拠出制度に係る退職給付費用の額等について、注記することが求められている。</p>	<p>8及び第15条の8の2 財規第8条の13及び 第8条の13の2</p>
<p>税効果会計関係</p>	<p>繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異（税率差異）の主な項目別の内訳を記載する。</p> <p>グループ通算制度の適用により、グループ通算実務対応報告に従って法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理を行っている場合には、その旨を税効果会計に関する注記の内容とあわせて注記する。繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳については、法人税及び地方法人税と住民税及び事業税を区分せずに、これらの税金全体で注記する。</p>	<p>連結財規第15条の5 財規第8条の12 グループ通算実務 対応報告第28項</p>
<p>企業結合等関係</p>	<p>取得とされた企業結合に係る重要な取引がある場合には、取得原価の算定等に関する事項（被取得企業又は取得した事業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳）などを注記する。</p> <p>なお、上記の取得原価の金額等を非開示としている事例については、投資家保護の観点から適切ではないと考えられる。</p>	<p>連結財規第15条の12第1項 財規第8条の17第1項</p>
<p>収益認識関係</p>	<p>収益認識に関する注記における開示目的は、顧客との契約から生じる収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性を連結財務諸表利用者が理解できるようにするための十分な情報を企業が開示することである。「業界慣行に従い処理している」等により収益認識会計基準等で求められている開示を省略している場合には、開示を省略する理由として適切ではなく、また、「重要性がない」として開示を省略している場合には、その省略によって開示目的の達成に必要な情報の理解も困難になっていないか検討する必要がある。</p> <p>2023年3月24日に公表された令和4年度金融庁有報レビュー結果においては、以下のような事項が留意事項として挙げられている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・収益の分解情報の注記において、「収益認識に関する会計基準」の範囲外である「リース取引に関する会計基準」に基づく不動産賃貸収入や「金融商品に関する会計基準」に基づく金融収益等については、顧客との契約から生じる収益の額に含めてはならないため、顧客との契約から生じる収益と区分して「その他の収益」等の名称で開示する。</li> <li>・収益の分解情報は、財務諸表利用者が会社の収益を理解する上で有用と考えられるため、収益認識適用指針第106-4項及び第106-5項を踏まえて、収益の分解の区分方法について慎重な検討を行う必要がある。例えば、単一セグメントであっても、経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析において、主要な製品別の分析を開示している場合には、同じ区分で分解することなどを検討する。検討の結果、収益を分解するべきものがなかったとしても、上記の適用指針に従って適切な検討を行ったことがわかる内容の開示をすることが望ましい。</li> <li>・当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報の注記において、履行義務の充足の時期と通常の支払時期が契約資産及び契約負債の残高に与える影響を説明する上で、その前提として契約資産及び契約負債の内容を説明することが必要であると考えられる。加えて、履行義務の充足の時期と通常の支払時期との関係性を説明することで、財務諸表利用者は履行義務の充足の時期とキャッシュ・フローとの関係をより良く理解できることになる。</li> <li>・当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報の注記において、履行義務が当初に予想される契約期間が1年以内の契約の一部である場合など一定の条件を満たす場合には残存履行義務に配分した取引価格の総額等の開示を省略できるが、その場合には、その旨（どの条件に該当するか、及び当該注記に含めていない履行義務の内容）を開示する必要がある。また、経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析において、受注残高の開示を行っていることを理由として、残存履行義務に配分した取引価格の開示を省略することはできないことに留意する。</li> </ul>	<p>連結財規第15条の26 連結財規ガイドライン15の26 財規第8条の32 財規ガイドライン8の32 収益認識会計基準 収益認識適用指針 令和4年度金融庁 有報レビュー結果</p>
<p>セグメント情報等</p>	<p>連結財規及び財規において、セグメント情報等に係る様式が規定されているため、実際の開示に際しては同様式及び記載上の注意に留意する。</p> <p>2023年3月24日に公表された令和4年度金融庁有報レビュー結果においては、</p>	<p>連結財規第15条の2 財規第8条の29 令和4年度金融庁</p>

項目	留意点	備考
	<p>主な課題として、以下が挙げられている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定の国の売上高が連結損益計算書の売上高の10%以上である場合には当該国の売上高（①）、また、特定の国の有形固定資産の残高が連結貸借対照表の有形固定資産の残高の10%以上である場合には当該国の有形固定資産の残高（②）を開示する必要があるが、当該記載が漏れている例があった（例：北米の売上高は開示されているが、アメリカ合衆国の売上高が単独で連結損益計算書の売上高の10%以上であったにもかかわらず、開示されていない）。</li> <li>・単一の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の10%以上であるが、守秘義務を理由として、当該顧客の社名を開示していない事例がある。</li> </ul>	<p>有報レビュー結果 セグメント情報等 会計基準第31項及び 第32項 セグメント情報等 適用指針第16項及び 第18項</p>
2 財務諸表等		
(1) 財務諸表		
貸借対照表	<p>グローバル・ミニマム課税制度に係る未払法人税等のうち、貸借対照表日の翌日から起算して1年を超えて支払の期限が到来するものは、法人税等会計基準第11項の定めにかかわらず、固定負債の区分に長期未払法人税などその内容を示す科目をもって表示する。</p>	<p>グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等の会計処理及び開示に関する取扱い第8項</p>
損益計算書	<p>個別損益計算書において、グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等は、「法人税、住民税及び事業税」等の適切な科目の次にその内容を示す科目をもって区分して表示するか、「法人税、住民税及び事業税」等の適切な科目に含めて表示し当該金額を注記する。</p> <p>個別損益計算書において、グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等の金額の重要性が乏しい場合、上記の定めにかかわらず、「法人税、住民税及び事業税」等の適切な科目に含めて表示することができる。この場合は当該金額の注記を要しない。</p>	<p>グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等の会計処理及び開示に関する取扱い第11項及び第12項</p>

以上

※本稿で使用されている法令又は会計基準等の略語の正式名称

凡例	
令和8年開示府令等の一部改正府令	企業内容等の開示に関する内閣府令及び特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（令和8年内閣府令第5号）（令和8年2月20日施行）
令和5年開示府令等の一部改正府令	企業内容等の開示に関する内閣府令及び特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（令和5年内閣府令第81号）（令和6年4月1日施行）
開示府令	企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和48年大蔵省令第5号）（令和8年2月20日施行）
記載上の注意	開示府令第三号様式（記載上の注意）
第二号様式記載上の注意	開示府令第二号様式（記載上の注意）
連結財規	連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和51年大蔵省令第28号）（令和7年8月22日施行）
財規	財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）（令和7年8月22日施行）
開示ガイドライン	企業内容等の開示に関する留意事項について（企業内容等開示ガイドライン）（令和8年4月金融庁企画市場局）
連結財規ガイドライン	「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について（連結財務諸表規則ガイドライン）（令和8年3月金融庁企画市場局）
財規ガイドライン	「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について（財務諸表等規則ガイドライン）（令和8年3月金融庁企画市場局）
SSB]適用基準	サステナビリティ開示ユニバーサル基準「サステナビリティ開示基準の適用」（改正2026年3月13日サステナビリティ基準委員会）

凡 例	
SSBJ一般基準	サステナビリティ開示テーマ別基準第1号「一般開示基準」(改正2026年3月13日サステナビリティ基準委員会)
セグメント情報等会計基準	企業会計基準第17号「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(修正日2020年3月31日企業会計基準委員会)
過年度遡及会計基準	企業会計基準第24号「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(最終改正2020年3月31日企業会計基準委員会)
2025年改正法人税等会計基準	企業会計基準第27号「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(最終改正2025年3月11日企業会計基準委員会)
収益認識会計基準	企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」(最終改正2024年9月13日企業会計基準委員会)
新リース会計基準等	企業会計基準第34号「リースに関する会計基準」(修正日2025年4月23日企業会計基準委員会)及び企業会計基準適用指針第33号「リースに関する会計基準の適用指針」(修正日2025年10月16日企業会計基準委員会)
改正株主資本等適用指針	企業会計基準適用指針第9号「株主資本等変動計算書に関する会計基準の適用指針」(最終改正2025年3月11日企業会計基準委員会)
セグメント情報等適用指針	企業会計基準適用指針第20号「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(修正日2012年5月17日企業会計基準委員会)
収益認識適用指針	企業会計基準適用指針第30号「収益認識に関する会計基準の適用指針」(修正日2025年10月16日企業会計基準委員会)
改正種類株式実務対応報告	実務対応報告第10号「種類株式の貸借対照表価額に関する実務上の取扱い」(改正2025年3月11日企業会計基準委員会)
ESOP実務対応報告	実務対応報告第30号「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」(最終改正2015年3月26日企業会計基準委員会)
グループ通算実務対応報告	実務対応報告第42号「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(修正日2025年10月16日企業会計基準委員会)
グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等の会計処理及び開示に関する取扱い	実務対応報告第46号「グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等の会計処理及び開示に関する取扱い」(修正日2025年10月16日企業会計基準委員会)
改正金融商品実務指針	改正移管指針第9号「金融商品会計に関する実務指針」(修正日2025年10月16日企業会計基準委員会)
正当な理由による会計方針の変更等に関する監査上の取扱い	監査・保証実務委員会実務指針第78号「正当な理由による会計方針の変更等に関する監査上の取扱い」(最終改正2011年3月29日日本公認会計士協会)
追加情報の注記について	監査・保証実務委員会実務指針第77号「追加情報の注記について」(最終改正2018年2月16日日本公認会計士協会)
パブコメ(サステナ等)	「企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」(案)等に対するパブリックコメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方(令和5年1月31日)
パブコメ(サステナ等2026)	「企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」(案)等に対するパブリックコメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方(令和8年2月20日、令和8年3月19日更新)
パブコメ(重要な契約等)	「企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令(案)」に対するパブリックコメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方(令和5年12月22日)
パブコメ(政策保有株式)	「企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令(案)」等に対するパブリックコメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方(令和7年1月31日)
金融庁有報レビュー結果	有価証券報告書レビューの審査結果及び審査結果を踏まえた留意すべき事項等(金融庁)
DWG報告	金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告—中長期的な企業価値向上につながる資本市場の構築に向けて—(令和4年6月13日)
作成要領	公益財団法人財務会計基準機構『有価証券報告書の作成要領』(2026年3月期提出用)

# 実務対応報告第48号「防衛特別法人税の会計処理及び開示に関する当面の取扱い」の解説

公認会計士 さとう ゆうすけ 佐藤 勇介

## 1. はじめに

企業会計基準委員会（以下「ASBJ」という。）より、2026年2月27日に、実務対応報告第48号「防衛特別法人税の会計処理及び開示に関する当面の取扱い」（以下「実務対応報告第48号」という。）が公表された<sup>1</sup>。

本稿では、実務対応報告第48号について解説する。

## 2. 実務対応報告第48号の公表の経緯

企業会計基準第27号「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（以下、「法人税等会計基準」という。）は、主として法人税、地方法人税、住民税、事業税及び特別法人事業税など、具体的な税金を挙げて、当該税金について規定する税法を参照することにより適用対象となる税金を特定して会計処理及び開示について定めている。

この点、2024年年次改善プロジェクトの審議の過程において、その適用対象となる税金に関して、具体的な税金を挙げて当該税金について規定する税法を参照することにより特定するのではなく、原則的な定めを置き具体的な税金を特定しない方法に見直すことを検討してはどうかとの意見が聞かれた。この意見を受けて、2024年11月の公開草案「2024年年次改善プロジェクトによる企業会計基準等の改正（案）」の公表時に、法人税等会計基準の適用対象となる税金を特定する方法を見直すことについて、市場関係者からコメントを募集した。適用対象となる税金に関する原則的な定めを置くことを概ね支持するコメントが寄せられたことを受け、ASBJは、法人税等会計基準の適用対象となる税金を定める方法を見直すことの検討に着手し、審議の結果、2026年1月9日に、企業会計基準公開草案第94号「法人税等に関する会計基準（案）」（以下「法人税等会計基準案」という。）が公表された。また、合わせて関連する会計基準等についての公開草案が公表されている。

これらの公開草案が最終化され適用されるのは、公表した日から1年程度経過した年の4月1日を想定している

とされていることから、防衛特別法人税が課される初年度の2026年4月1日に開始する連結会計年度及び事業年度において、防衛特別法人税の会計処理及び開示に関して準拠すべき会計基準等が存在しないこととなる。

ここで、ASBJは、令和7年度税制改正により防衛特別法人税が創設され、2026年4月1日以後に開始する事業年度から課される予定であったことを受けて、防衛特別法人税の税効果会計の取扱いを明らかにすることを目的として、2025年2月20日に、補足文書「2025年3月期決算における令和7年度税制改正において創設される予定の防衛特別法人税の税効果会計の取扱いについて」（以下「防衛特別法人税補足文書」という。）を公表した。

さらに、防衛特別法人税が課される初年度の2026年4月1日に開始する連結会計年度及び事業年度に準拠すべき会計基準等が存在することとなるよう、防衛特別法人税に関する税効果会計だけではなく会計処理及び開示の取扱いも明らかにすることを目的として、2025年11月20日に、実務対応報告公開草案第72号が公表された。その後、公開草案に寄せられた意見を踏まえた検討がなされ、公開草案の内容を一部修正したうえで、実務対応報告第48号が公表された。

## 3. 実務対応報告第48号の概要

防衛特別法人税は、法人税額から基礎控除額を控除した額を課税標準として課することとされているため、法人税に対する付加税という点において、地方法人税と共通の性質を有していると考えられることから、防衛特別法人税に関する会計処理及び表示については、地方法人税と同様に行うものとして、法人税等会計基準の定めに従うこととされた（実務対応報告第48号7項、13項、BC7項及びBC12項）。

また、グループ通算制度を適用する場合は、実務対応報告第42号「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（以下、「実務対応報告第42号」という。）に従うこととされた（実務対応報告第

<sup>1</sup> リンク先のASBJのホームページを参照のこと。  
([https://www.asbj-jp/practical\\_solution/y2026/2026-0227.html](https://www.asbj-jp/practical_solution/y2026/2026-0227.html))

48号10項～12項、14項～17項、BC9項～BC11項及びBC13項～16項)。

【図表1】グループ通算制度を適用しない場合の会計処理

項目	取扱い
防衛特別法人税に関する会計処理	地方法人税と同様に行うものとして、法人税等会計基準の定めに従う（実務対応報告第48号7項）。
税効果会計に関する会計処理	<ul style="list-style-type: none"> <li>繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に用いる税率は、地方法人税と同様に取り扱うものとして、税効果適用指針<sup>2</sup>46項の定めに従う（実務対応報告第48号8項）。</li> <li>法定実効税率（税効果適用指針4項(11)）については、地方法人税率と同様に防衛特別法人税率を考慮して算定する（実務対応報告第48号9項）。</li> </ul>
開示	<ul style="list-style-type: none"> <li>地方法人税と同様に行うものとして、法人税等会計基準の定めに従う（実務対応報告第48号13項）。</li> </ul>

(参考) 地方法人税の取扱い（概要）

- 当事業年度の所得等に対する法人税、住民税及び事業税等については、一部の場合を除き、法令に従い算定した額を損益に計上する（法人税等会計基準5項）。
- 損益に計上する法人税、地方法人税、住民税、事業税（所得割）及び特別法人事業税（基準法人所得割）は、損益計算書の税引前当期純利益（又は損失）の次に、「法人税、住民税及び事業税」等の適切な科目をもって表示する（法人税等会計基準9項）。
- 法人税、住民税及び事業税等のうち納付されていない税額は、貸借対照表の流動負債の区分に、未払法人税等などその内容を示す科目をもって表示する（法人税等会計基準11項）。

(参考) 税効果適用指針の取扱い

- 法人税、地方法人税及び特別法人事業税（基準法人所得割）について、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に用いる税率は、決算日において国会で成立してい

る法人税法等に規定されている税率による（税効果適用指針46項）。

(参考) 法定実効税率

防衛特別法人税補足文書の13項に示されている防衛特別法人税率を考慮した法定実効税率の算式は以下の通りである。

$$\text{法定実効税率} = \frac{\text{法人税率} \times (1 + \text{地方法人税率} + \text{防衛特別法人税率} + \text{住民税率}) + \text{事業税率} + \text{事業税率 (標準税率)} \times \text{特別法人事業税率}}{1 + \text{事業税率} + \text{事業税率 (標準税率)} \times \text{特別法人事業税率}}$$

(注) 防衛特別法人税の課税標準の計算において法人税額から基礎控除額として500万円を控除することとされているが、上述の算式においては考慮していない。

2 企業会計基準適用指針第28号「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（以下、同じ。）

【図表2】 グループ通算制度を適用する場合の会計処理

項目	取扱い	
防衛特別法人税に関する会計処理	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地方法人税と同様に行うものとして、実務対応報告第42号の定めに従う（実務対応報告第48号10項）。</li> <li>● 個別財務諸表において、防衛特別法人税に係る通算税効果額は、当事業年度の所得に対する防衛特別法人税に準ずるものとして取り扱う（実務対応報告第48号11項）。</li> </ul>	
税効果会計に関する会計処理	地方法人税と同様に行うものとして、実務対応報告第42号の定めに従う（実務対応報告第48号12項）。	
開示	防衛特別法人税に関する表示及び注記	地方法人税と同様に行うものとして、実務対応報告第42号の定めに従う（実務対応報告第48号14項）。
	個別財務諸表における防衛特別法人税に係る通算税効果額に関する表示	通算税効果額のうち地方法人税に係るものと同様に行うものとして、実務対応報告第42号の定めに従う（実務対応報告第48号15項）。
	連結財務諸表における防衛特別法人税に係る繰延税金資産及び繰延税金負債に関する表示	地方法人税に係る繰延税金資産及び繰延税金負債と同様に行うものとして、実務対応報告第42号の定めに従う（実務対応報告第48号16項）。
	防衛特別法人税に係る税効果会計に関する注記	地方法人税と同様に行うものとして、実務対応報告第42号の定めに従う（実務対応報告第48号17項）。

（参考）地方法人税の取扱い（概要）

- 法人税及び地方法人税に関する会計処理及び表示は、実務対応報告第42号に定めのあるものを除き、法人税等会計基準の定めに従う（実務対応報告第42号6項及び24項）。
- 通算税効果額を損益に計上する場合には法人税及び地方法人税を示す科目に含めて個別財務諸表における損益計算書に表示し、株主資本又は評価・換算差額等に計上する場合には貸借対照表の純資産の部の対応する内訳項目から控除して表示する。また、通算税効果額に係る債権及び債務は、未収入金や未払金などに含めて個別財務諸表における貸借対照表に表示する（実務対応報告第42号25項）。

#### 4. 適用時期及び経過措置

実務対応報告第48号は、2026年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用するとされている（実務対応報告第48号18項）。

#### 5. おわりに

ASBJから2026年1月9日に公表された法人税等会計基準案等が最終化されると、実務対応報告第48号は適用が終了することが想定されるが、防衛特別法人税の会計処理及び開示に関する取扱いが変更となることは想定していないとされている。

以 上

# サステナビリティ開示基準（SSBJ基準） 2026年3月改正の概要

公認会計士 よしむら こうへい 吉村 航平

サステナビリティ基準委員会（以下「SSBJ」という）は、2025年3月5日に、わが国最初のサステナビリティ開示基準となる、以下の3つのサステナビリティ開示基準（以下あわせて「SSBJ基準」という）を公表した<sup>1</sup>。

- サステナビリティ開示ユニバーサル基準「サステナビリティ開示基準の適用」（以下「適用基準」という）
- サステナビリティ開示テーマ別基準第1号「一般開示基準」
- サステナビリティ開示テーマ別基準第2号「気候関連開示基準」（以下「気候基準」という）

SSBJでは、SSBJ基準の開発にあたり、SSBJ基準を適用した結果として開示される情報がIFRSサステナビリティ開示基準（以下「ISSB基準」という）を適用した結果として開示される情報との比較可能性を大きく損なわないものとなるようにするという方針のもと、SSBJ基準公表後の対応が定められている。この内容は適用基準の結論の背景に記載されており、その対応の1つとして、国際サステナビリティ基準審議会（以下「ISSB」という）により既存のISSB基準が改訂される場合、SSBJ基準における取扱いについて可及的速やかに検討を開始するとされている（適用基準BC19項(1)）。

2025年12月に、ISSBにより、IFRS S2号「気候関連開示」（以下「IFRS S2号」という）における温室効果ガス排出に関する要求事項の一部を修正することを目的として、「温室効果ガス排出の開示に対する修正—IFRS S2号に対する修正」（以下「IFRS S2号の修正」という）が公表された。

SSBJは、こうしたISSBの動きに対応するために、2025年12月15日にSSBJ基準を改正するための公開草案を公表した<sup>2</sup>。これには、IFRS S2号の修正の内容を取り入れるために気候基準における温室効果ガス排出に関連する定めを修正することが主な目的であった。これらの公開草案は、コメント募集とSSBJでの再審議を経て確定基準となり、以下の3つのサステナビリティ開示基準（以下あわせて「改正SSBJ基準」という）として2026年3月13日に公表された<sup>3</sup>。

- 改正サステナビリティ開示ユニバーサル基準「サステナビリティ開示基準の適用」（以下「改正適用基準」

という）

- 改正サステナビリティ開示テーマ別基準第1号「一般開示基準」（以下「改正一般基準」という）
- 改正サステナビリティ開示テーマ別基準第2号「気候関連開示基準」（以下「改正気候基準」という）

本解説記事では、改正気候基準における改正内容に焦点を当て、改正SSBJ基準の概要を解説する。

## 1. 気候基準における主な改正点

SSBJは、SSBJ基準の開発にあたり、基準を適用した結果として開示される情報が国際的な比較可能性を大きく損なわないものとなるようにするという方針に基づき、原則としてISSB基準の要求事項をすべて取り入れることとしている。SSBJはこの基本的な方針に基づいて、2025年12月にISSBから公表されたIFRS S2号の修正の内容をすべて改正気候基準に取り入れたうえで、ISSB基準の要求事項に代えて企業が適用を選択することができる追加的な選択肢や、ISSB基準に含まれない追加的な定めは設けないこととした。

このような対応により、改正気候基準においては、主に以下の定めに関する改正が行われた。

- スコープ3カテゴリ15の温室効果ガス排出の測定及び開示
- ファイナンスド・エミッションに関する追加的な情報の開示における「世界産業分類基準」（以下「GICS」という）の使用
- 「温室効果ガスプロトコルの企業算定及び報告基準（2004年）」（以下「GHGプロトコル（2004年）」という）とは異なる測定方法の使用
- 使用する地球温暖化係数（以下「GWP」という）

### (1) スコープ3カテゴリ15の温室効果ガス排出の測定及び開示

気候基準では、スコープ3温室効果ガス排出について、「温室効果ガスプロトコルのコーポレート・バリュー・チェーン（スコープ3）基準（2011年）」に記述されているスコープ3カテゴリに従い、報告企業の活動に関

<sup>1</sup> [https://www.ssb-j.jp/jp/ssbj\\_standards/2025-0305.html](https://www.ssb-j.jp/jp/ssbj_standards/2025-0305.html)

<sup>2</sup> [https://www.ssb-j.jp/jp/domestic\\_standards/exposure\\_draft/y2025/2025-1215.html](https://www.ssb-j.jp/jp/domestic_standards/exposure_draft/y2025/2025-1215.html)

<sup>3</sup> [https://www.ssb-j.jp/jp/ssbj\\_standards/2026-0313.html](https://www.ssb-j.jp/jp/ssbj_standards/2026-0313.html)

連するカテゴリー別に分解して開示することを要求する定めが設けられている（第55項）。

この定めを適用するにあたり、スコープ3カテゴリー15に関する定めについて、IFRS S2号の修正における要求事項と整合するように、以下の改正が行われた。

- 「ファイナンスド・エミッション」の定義を修正し、以下の点を明確化した（第6項(14)）。
  - ファイナンスド・エミッションは、スコープ3カテゴリー15（投資）の温室効果ガス排出の全部又は一部を構成すること
  - ファイナンスド・エミッションの定義における「投資及び融資」には、融資、プロジェクト・ファイナンス、債券、株式投資及び未実行のローン・コミットメントが含まれること
  - 資産運用に関する活動を行う企業のファイナンスド・エミッションには、運用資産に帰属する温室効果ガス排出が含まれること
- スコープ3カテゴリー15の温室効果ガス排出を測定し開示するにあたり、以下の温室効果ガス排出は除外することができるという救済措置を追加した（第56-2項）。
  - ファイナンスド・エミッション以外の温室効果ガス排出
  - スコープ3カテゴリー15の温室効果ガス排出に含めることとした金融活動に関連するデリバティブに係る温室効果ガス排出
- 第56-2項で定める救済措置を適用する場合、以下の事項について企業が説明することを要求する定めを追加した（第56-3項）。
  - 除外したスコープ3カテゴリー15の温室効果ガス排出に関連する金融活動
  - カテゴリー15から除外したデリバティブがある場合、何をデリバティブとして扱ったか（例えば、関連する財務諸表の作成にあたり準拠した会計基準又は実務において、当該項目がデリバティブの定義を満たしているかどうか等）
- スコープ3カテゴリー15の温室効果ガス排出の開示に含めたファイナンスド・エミッションの合計を小計として開示することを要求する定めを追加した（第56-4項）<sup>4</sup>。

## (2) ファイナンスド・エミッションに関する追加的な情報の開示における、産業別の分解

気候基準では、報告企業が商業銀行又は保険に関する活動を行う場合、ファイナンスド・エミッションに関する追加的な情報の開示を要求する定めが設けられている

（第57項、C5項及びC6項）。

この定めについて、IFRS S2号の修正における要求事項と整合するように、以下の改正が行われた。

- ファイナンスド・エミッションの絶対総量及びグロス・エクスポージャーを産業別に分解するために用いる産業分類システムに関する定めについて、以下のようにした。
  - GICSを用いることを要求する定めを削除した（C5項(1)②及び(2)①、C6項(1)②及び(2)①）。
  - 代わりに、気候関連の移行リスクに対するエクスポージャーを理解するうえで有用な情報をもたらす方法で相手方を産業別に分類することができる産業分類システムを選択することを要求する定めを追加した（C5項(5)、C6項(5)）。
- 商業銀行と保険に関する活動の両方を行う企業は、商業銀行と保険とで同じ産業分類システムを用いる必要はない旨を明確化した（C5項(5)なお書き、C6項(5)なお書き）。
- 産業別の分解のために選択する産業分類システムについて、以下の事項を開示することを要求する定めを追加した（C5項(6)、C6項(6)）。
  - 選択した産業分類システム
  - 産業分類システムの選択が、「気候関連の移行リスクに対するエクスポージャーを理解するうえで有用な情報をもたらす方法で相手方を産業別に分類することができる」とするC5項(5)及びC6項(5)の定めをどのように満たしているのかを理解するための情報
- ファイナンスド・エミッションの絶対総量及びグロス・エクスポージャーを産業別に分解した情報を当面の間開示しないことができることを定めを削除した（C7項、C8項）<sup>5</sup>。

## (3) GHGプロトコル（2004年）の使用に対する法域別の救済措置

気候基準では、温室効果ガス排出の測定において、法域の当局又は企業が上場する取引所がGHGプロトコル（2004年）とは異なる方法を用いることを要求している場合、当該方法を用いることができることの救済措置が定められている（第49項但書き）。

この救済措置について、IFRS S2号の修正における要求事項と整合するように、報告企業全体のみならず、報告企業（グループ）の一部にも適用可能であることを明確化した（第49項但書き）。

4 IFRS S2号の修正においては「スコープ3カテゴリー15の温室効果ガス排出の合計」と「その合計に含まれるファイナンスド・エミッションの小計」の2つの項目の開示を要求している（IFRS S2号第29C項）が、気候基準においてはスコープ3温室効果ガス排出をカテゴリー別に分解して開示することが要求されており（気候基準第55項）、「スコープ3カテゴリー15の温室効果ガス排出の合計」の開示を要求する定めはすでに含まれている。

5 気候基準におけるこれらの定めは、IFRS S2号の要求事項に代えて企業が適用を選択することができる選択肢として設けられたものであったが、改正気候基準においては不要となったため削除された。

#### (4) 地球温暖化係数（GWP）についての法域別の救済措置

気候基準では、7種類の温室効果ガスをCO<sub>2</sub>相当量に変換する際に、報告期間の末日において利用可能な、最新の「気候変動に関する政府間パネル」（IPCC）の評価における、100年の時間軸に基づくGWPを用いることを要求する定めが設けられている（第66項、第68項）。

この定めについて、IFRS S2号の修正における要求事項と整合するように、法域の当局又は企業が上場する取引所が異なるGWPを用いることを企業の全部又は一部に対して要求している場合、企業のその部分において、当該異なるGWPを用いることができるとする救済措置

を追加した（第66項但書き、第68項但書き）。

## 2. 適用時期

改正SSB]基準は、2027年1月1日以後開始する年次報告期間から適用され、早期適用が可能である（改正適用基準第92-2項、改正一般基準第41-2項、改正気候基準第101-2項）。これらの適用時期及び早期適用の定めについては、IFRS S2号の修正における発効日の定めと整合するように定められている。

以 上

# 法務省：「会社法制（株式・株主総会等関係）の見直しに関する中間試案」に関する意見募集

『会計情報』編集部

法務省は、2026年4月2日に「会社法制（株式・株主総会等関係）の見直しに関する中間試案」を公表した。

## 1. 公表の経緯

2005年に成立した会社法（平成17年法律第86号）については、会社法の一部を改正する法律（平成26年法律第90号）及び会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号。以下「令和元年改正法」という。）により、二度にわたって実質的な見直しがされたが、令和元年改正法の成立から5年以上が経過しており、近年の社会経済情勢の変化等に伴い、検討することが必要な会社法に係る課題が複数指摘されるに至っている。

そこで、2025年2月、法制審議会第201回会議において、法務大臣から、「近年における社会経済情勢の変化等に鑑み、株式の発行の在り方、株主総会の在り方、企業統治の在り方等に関する規律の見直しの要否を検討の上、当該規律の見直しを要する場合にはその要綱を示されたい。」との諮問がされ（諮問第127号）、その調査審議のため、法制審議会会社法制（株式・株主総会等関係）部会（以下「部会」という。）が設置された。

部会では、2025年4月から2026年3月までの間、計12回の審議が重ねられ、2026年3月18日の第12回会議において「会社法制（株式・株主総会等関係）の見直しに関する中間試案」（以下「中間試案」という。）が取りまとめられるとともに、これを法務省において公表し、意見募集手続を行うことが了承された。

今後、中間試案に対して寄せられた意見を踏まえ、要綱案の取りまとめに向けて、引き続き審議を行うことが予定されている。

## 2. 中間試案の概要

中間試案において検討されている内容は以下の通りである。

### 第1部 株式の発行の在り方に関する規律の見直し

- 1 株式の無償交付の対象範囲の見直し
- 2 株式交付制度の見直し
- 3 現物出資制度の見直し

### 第2部 株主総会の在り方に関する規律の見直し

- 1 バーチャル株主総会及びバーチャル社債権者集会
- 2 実質株主確認制度
- 3 株主総会のデジタル化に関するその他の検討事項
- 4 「会議体」としての株主総会等に関する規律の見直し
- 5 株主提案権に関する規律の見直し
- 6 その他

### 第3部 企業統治の在り方に関する規律及びその他の規律の見直し

- 1 指名委員会等設置会社制度の見直し
- 2 責任限定契約制度の見直し
- 3 事業報告等及び有価証券報告書の開示の合理化

意見募集期間は2026年5月22日までとされている。

詳細については以下のウェブページを参照いただきたい。

[「会社法制（株式・株主総会等関係）の見直しに関する中間試案」に関する意見募集 | e-Govパブリック・コメント](#)

以上

# 内閣官房・金融庁・経済産業省：「人的資本可視化指針（改訂版）」の公表

『会計情報』編集部

内閣官房・金融庁・経済産業省は以下の資料を作成し、2026年3月23日に内閣官房HPで公表した。

- ・人的資本可視化指針（改訂版）
- ・戦略に焦点をあてた人的資本開示～投資家の期待に応えるための考え方の整理～（人的資本可視化指針（改訂版）別紙）
- ・経営戦略と人材戦略の連動及びそれを踏まえた指標の開示事例（付録①）

本資料は、内閣官房に設置され、金融庁・経済産業省がオブザーバーとして参加している非財務情報可視化研究会で検討を行ったものであり、企業が経営戦略と連動した人材戦略を策定し、企業価値向上につながる質の高い人的資本投資を実践・開示するために、以下等について整理したものである。

- ・人的資本投資・人材戦略を検討する際のフロー
- ・どのような人的資本開示が企業と投資家の建設的

な対話に有用であると考えられるか

なお、上記の資料に加えて、人的資本に関する開示基準・開示事項例の整理（付録②）、参考資料集（付録③）も作成されており、これらの資料は後日公開予定である。

詳細については内閣官房、金融庁、経済産業省のウェブページを参照いただきたい。

[「人的資本可視化指針」の改訂について | 内閣官房ホームページ](#)

[「人的資本可視化指針（改訂版）」の公表について：金融庁](#)

[「人的資本可視化指針（改訂版）」の公表について（METI/経済産業省）](#)

以上

# 金融庁：「記述情報の開示の好事例集2025 (最終版)」の公表

『会計情報』編集部

2026年3月27日に、金融庁より「記述情報の開示の好事例集2025 (最終版)」が公表された。

金融庁では、有価証券報告書の開示の充実に向けた実務の積上げ・浸透を図る取組として、2018年から毎年度、「記述情報の開示の好事例に関する勉強会」(以下「勉強会」)を実施した上で、「記述情報の開示の好事例集」(以下「好事例集」)を公表、更新してきた。

2025年度も、金融庁において、投資家・アナリスト・有識者(以下「投資家等」)及び企業関係者による勉強会が開催され、議論された。

先般、第1回勉強会(テーマ：全般的要求事項、気候変動関連)、第2回勉強会(テーマ：人的資本、従業員の状況、その他個別テーマ)で議論された内容を踏まえて、「記述情報の開示の好事例集2025 (サステナビリティ情報の開示)」が取りまとめら

れ、2025年12月25日に公表された。

今般、第3回勉強会(テーマ：MD&A、事業等のリスク)、第4回勉強会(テーマ：重要な契約等、コーポレート・ガバナンスの状況等)で議論された内容を踏まえて、「各テーマの開示例」及び「投資家・アナリスト・有識者が期待する主な開示のポイント」の追加等が行われ、「記述情報の開示の好事例集2025」の最終版として取りまとめられ、公表された。

詳細については金融庁のウェブページを参照いただきたい。

[「記述情報の開示の好事例集2025」の最終版公表：金融庁](#)

以 上

# 金融庁：「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則及び連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部を改正する内閣府令」等の公布及びパブリックコメントの結果（期中財務諸表、防衛特別法人税）

『会計情報』編集部

金融庁は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下「財務諸表等規則」という。）等の一部を改正する内閣府令（案）」等に対する意見募集を行い、2026年3月31日に結果を公表した。

## 1. 改正の概要

企業会計基準委員会（ASBJ）において、企業会計基準第37号「期中財務諸表に関する会計基準」等及び実務対応報告第48号「防衛特別法人税の会計処理及び開示に関する当面の取扱い」が公表されたことを受け、財務諸表等規則等について所要の改正が行われた。

## 2. 施行日

「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則及び連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部を改正する内閣府令」等は、2026年3月31日付で公布・施行されている。

詳細については以下のウェブページを参照いただきたい。

[「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則及び連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部を改正する内閣府令」等の公布及びパブリックコメントの結果について：金融庁](#)

以 上

# 金融庁：「企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」の公布等

『会計情報』編集部

金融庁は、2026年4月1日に、「企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」を公布した。

また同時に、2026年2月20日に公表された企業内容等の開示に関する留意事項について（企業内容等開示ガイドライン）の訂正が行われた。

## 1. 「企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」の公布

### (1) 改正の概要

「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律」（令和七年法律第六十三号）及び「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画等に関する省令の一部を改正する省令」（令和七年厚生労働省令第百二十五号）の施行に伴い、企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式（記載上の注意）（58-3）従業員の状況等について（別紙1）のとおり改正が行わ

れ、所要の規定の整備が行われた。

### (2) 公布・施行日

本改正に係る内閣府令は2026年4月1日付で公布・施行されている。

## 2. 企業内容等開示ガイドラインの訂正

2026年2月20日に公表された企業内容等開示ガイドラインの改正のうち、5-19-3-3の改正内容に過誤があったため、（別紙2）のとおり訂正が行われた。

詳細については金融庁のウェブページを参照いただきたい。

「企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」の公布等について：金融庁

以上

# FASF：「のれんの非償却の導入及びのれん償却費計上区分の変更」に関する情報要請

『会計情報』編集部

公益財団法人財務会計基準機構（FASF）企業会計基準諮問会議（以下「基準諮問会議」という。）は、2026年4月1日に、「のれんの非償却の導入及びのれん償却費計上区分の変更」に関する情報要請を公表した。

基準諮問会議では、第54回企業会計基準諮問会議（2025年7月11日開催）において、新規テーマとして提案された「のれんの非償却の導入及びのれん償却費計上区分の変更」により会計基準として改善が見込まれるかどうかについて企業会計基準委員会（ASBJ）に利害関係者に対する意見聴取を依頼し、これまでに8回の公聴会が開催された。

第56回企業会計基準諮問会議（2026年3月13日開催）においては、これまでに実施された意見聴取及び情報収集について報告が行われるとともに、これらの情報に基づいた基準諮問会議事務局による分析について審議が行われた。また、今後の進め方と

して、本テーマについて幅広い利害関係者から関心が寄せられていることを踏まえ、慎重を期してプロセスを進めることとされた。具体的には、これまでに収集した情報の整理を情報要請文書としてウェブサイト公表し、本文書に記載されていない追加的な理由や観点がないかの確認を行うことを目的に、広く利害関係者に対して情報要請を行うこととされた。

質問に対するコメント募集期間は、2026年6月5日までとされている。

詳細については、FASFのウェブページ（[「のれんの非償却の導入及びのれん償却費計上区分の変更」に関する情報要請 | 公益財団法人 財務会計基準機構](#)）を参照いただきたい。

以上

# SSBJ:サステナビリティ基準委員会(SSBJ)が、「補足文書」を公表

『会計情報』編集部

サステナビリティ基準委員会(SSBJ)は、2026年3月25日開催の第66回サステナビリティ基準委員会において、次の補足文書の公表を了承し、2026年3月26日に公表した。

補足文書は、SSBJが公表したサステナビリティ開示基準(以下「SSBJ基準」という)を追加又は変更するものではなく、SSBJ基準の適用にあたって参考となる文書である。

- 補足文書「IFRS S2号における気候レジリエンス及び気候関連のシナリオ分析に関する要求事項」

SSBJは、SSBJ基準の開発にあたり、基準を適用した結果として開示される情報が国際的な比較可能性を大きく損なわせないものとなるようするため、その基本的な方針として、国際サステナビリ

ティ基準審議会(ISSB)のIFRSサステナビリティ開示基準(以下「ISSB基準」という)との整合性を図ることを基礎としている。

このため、ISSB基準に関する付属ガイダンス及び教育的資料等のうち、ISSB基準の適用において参考となるものについて、SSBJが公表するサステナビリティ開示基準の適用にあたり参考にできるように、SSBJの了承を得たものをSSBJの補足文書と位置付けることとしている。

詳細については、SSBJのウェブページを参照いただきたい。

[2026年3月補足文書の公表 | サステナビリティ基準委員会](#)

以上

# SSBJ:サステナビリティ基準委員会(SSBJ)事務局が、「SSBJハンドブック」を公表及び一部更新

『会計情報』編集部

サステナビリティ基準委員会(SSBJ)事務局は、2026年3月31日に次のSSBJハンドブックを公表した。

- 二段階開示を行うことを選択する場合の留意事項
- 契約証書に関する情報とマーケット基準によるスコープ2温室効果ガス排出量のいずれを開示するかを選択の単位
- ファイナンスド・エミッションの測定が求められる場合及びファイナンスド・エミッションに関する追加的な情報の開示が求められる企業や活動の範囲

また、2026年3月13日公表の「温室効果ガス排出の開示に対する改正」(以下「2026年改正基準」という)を受けて、既に公表済みのSSBJハンドブックのうち、次のハンドブックについて、2026年改正基準の適用を前提とした内容に更新を行い、再公表(Ver. 2.0としている)している。

- SSBJ基準用語集Ver. 2.0
- スコープ3温室効果ガス排出の測定方法及び開示Ver. 2.0
- 地球温暖化係数(GWP) Ver. 2.0
- 温室効果ガス排出の測定に用いる排出係数Ver. 2.0

上記4つの再公表するハンドブック(Ver. 2.0)の基となる既存の公表済みのハンドブックについては、2025年3月5日公表のSSBJ基準(以下「2025

年基準」という)を適用することを前提とした内容となるが、2025年基準を適用する企業のニーズ等を勘案し、Ver. 1.0として引き続き掲載している。

なお、既存の公表済みのハンドブックのうち、再公表するハンドブック以外において、ハンドブックの内容自体に実質的な変更はないものの、2026年改正基準や周辺制度の動向等を踏まえ、一部必要な記載の更新をしている(Ver. 1.1としている)。

SSBJハンドブックは、SSBJ事務局が、SSBJ基準を利用する際の便宜を考慮して作成する解説であり、SSBJハンドブックに含める論点は、関係者のニーズが高いもの(これまでにSSBJに多くの質問が寄せられたもの等)から、SSBJ事務局のリソース等を考慮して決定したものである。

SSBJハンドブックは、SSBJの審議を経ずに公表している。SSBJハンドブックはSSBJ基準を構成しないため、SSBJハンドブックの内容に従わない場合であっても、SSBJ基準に準拠している旨を表明することができる。

これまでに公表したSSBJハンドブックはこちら [SSBJハンドブック | サステナビリティ基準委員会](#)

詳細については、SSBJのウェブページ [2026年3月SSBJハンドブックの公表及び公表済みのSSBJハンドブックの一部更新 | サステナビリティ基準委員会](#)を参照いただきたい。

以上

# JICPA：「サステナビリティ保証業務実務指針5000「サステナビリティ情報の保証業務に関する実務指針」の公表

『会計情報』編集部

日本公認会計士協会（監査・保証基準委員会）は、我が国におけるサステナビリティ情報に関する制度保証の開始に向けて、サステナビリティ情報の保証業務に関する新たな実務指針となる、サステナビリティ保証業務実務指針5000「サステナビリティ情報の保証業務に関する実務指針」を2026年3月23日に公表した。

国際サステナビリティ保証基準（ISSA）5000と整合した原則主義に基づく包括的な基準であり、保証業務の開始から完了までを対象とし、サステナビ

リティ情報に対するすべての保証業務に適用される。

詳細については、JICPAのウェブページ[サステナビリティ保証業務実務指針5000「サステナビリティ情報の保証業務に関する実務指針」](#)及び「[公開草案に対するコメントの概要及び対応](#)」の公表についてを参照いただきたい。

以上

# 会計基準等開発動向

2026年4月7日時点

【企業会計基準委員会 ASBJ】

## ■公開草案公表中

項目	内容	ステータス
金融商品に関する会計基準	日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、予想信用損失モデルに基づく金融資産の減損並びに金融商品の分類及び測定についての会計基準の開発に向けて、検討が行われている。	<p>予想信用損失モデルに基づく金融資産の減損について、2025年10月29日付で、企業会計基準公開草案第89号「金融商品に関する会計基準(案)」等が公表され、2026年2月6日まで意見募集が行われていた。</p> <p>現在、公開草案に寄せられたコメントへの対応が検討されている。</p> <p>金融商品の分類及び測定（減損プロジェクトの範囲に含めた領域を除く）について、2026年2月より見直しに着手されている。</p> <p>フェーズ1として予想信用損失モデルの適用範囲と関連する領域について優先して検討を行い、その他の領域（株式を含む）についてはフェーズ1の検討が一巡した後にフェーズ2として検討を開始することが予定されている。</p>
法人税等に関する会計基準	2025年3月に企業会計基準諮問会議から提言を受け、企業会計基準第27号「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（以下「法人税等会計基準」という）において、法人税等会計基準の適用対象となる税金についての原則的な定めを置くとともに、関連する実務上の取扱いに関する指針の見直しを行うことについて、検討が行われている。	2026年1月9日付で、企業会計基準公開草案第94号「法人税等に関する会計基準(案)」等が公表され、2026年3月9日まで意見募集が行われていた。現在、公開草案に寄せられたコメントへの対応が検討されている。
譲受人が特別目的会社である場合の金融資産の消滅範囲の明確化	2024年12月に企業会計基準諮問会議から提言を受け、譲受人が特別目的会社である場合の金融資産の消滅範囲の明確化について、検討が行われている。	2026年2月27日付で、企業会計基準公開草案第97号「金融商品に関する会計基準(案)」等が公表され、2026年3月31日まで意見募集が行われていた。

## ■専門委員会で審議中

項目	内容	ステータス
金融商品取引法上の「電子記録移転権利」又は資金決済法上の「暗号資産」に該当するICOトークンの発行・保有等に係る会計上の取扱い	資金決済法上の「暗号資産」に該当するICOトークンの発行・保有等に係る会計上の取扱いについて検討が行われている。	<p>資金決済法上の「暗号資産」に該当するICOトークンの発行・保有等に係る会計上の取扱いについては、2022年3月15日に、「資金決済法上の暗号資産又は金融商品取引法上の電子記録移転権利に該当するICOトークンの発行及び保有に係る会計処理に関する論点の整理」が公表された。</p> <p>2022年6月8日にコメントが締め切られ、現在、論点整理に寄せられたコメントへの対応が検討されている。</p> <p>このうち、暗号資産の発行者が発行時に自己に割り当てた暗号資産の会計上の取扱いについて、2022年11月7日の第490回企業会計基準委員会において審議が行われ、ASBJにおける議論の内容を周知するために、議事概要別紙 (<a href="https://www.asb-j.jp/jp/wp-content/uploads/sites/4/20221107_490g_02.pdf">https://www.asb-j.jp/jp/wp-content/uploads/sites/4/20221107_490g_02.pdf</a>) が公表された。</p>

項目	内容	ステータス
子会社株式及び関連会社株式の減損とのれんの減損の関係	JICPAから公表されている会計制度委員会報告第7号「連結財務諸表における資本連結手続に関する実務指針」（2024年7月1日に移管指針第4号「連結財務諸表における資本連結手続に関する実務指針」としてASBJに移管）に定められる連結財務諸表におけるのれんの追加的な償却処理について、子会社株式及び関連会社株式の減損とのれんの減損の関係を踏まえ、検討が行われている。	2017年10月より検討が開始されている。
継続企業に関する会計基準	JICPAが公表した実務指針等のうち会計に関する指針に相当すると考えられる記載の移管を行うことに焦点を当てて、継続企業に関する会計基準の開発が行われている。	2025年2月より検討が開始されている。
繰延資産に係る会計上の取扱い	2024年7月に企業会計基準諮問会議から提言を受け、繰延資産に係る会計上の取扱いについて、今後、検討する予定とされている。	今後、他のプロジェクトの状況やリソースの状況を踏まえて、検討を開始する予定とされている。
排出量取引制度に係る会計上の取扱い	2025年7月に企業会計基準諮問会議から提言を受け、「脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律」に基づく法的義務を伴う排出量取引制度の対象事業者を対象とした会計処理及び開示に関して、検討が行われている。あわせて、実務対応報告第15号「排出量取引の会計処理に関する当面の取扱い」との関係を整理する予定とされている。	2025年12月より検討が開始されている。
後発事象に関する会計基準	JICPAが公表した実務指針等のうち会計に関する指針に相当すると考えられる記載の移管を行うことに焦点を当てて、後発事象に関する会計基準の開発が行われている。	第1段階として、監査基準報告書560実務指針第1号「後発事象に関する監査上の取扱い」で示されている会計に関する内容を踏襲し移管することとされ、2026年1月9日付で、企業会計基準第41号「後発事象に関する会計基準」等が公表された。 当該会計基準等では、計算書類等の確認日後、財務諸表の公表の承認日までに生じた修正後発事象を開示後発事象に準じて取り扱う特例的な取扱いが踏襲されており、この特例的な取扱いの抜本的な見直しを行うか否かの検討時期については、有価証券報告書と事業報告等の一体開示の検討の状況等を踏まえて今後判断することとされている。

■基準諮問会議でテーマアップの要否を審議中

項目	内容	ステータス
のれんの非償却の導入及びのれん償却費計上区分の変更	(1)のれんの非償却を導入 (2)のれん償却費の計上区分変更	第54回基準諮問会議（2025年7月11日開催）において経済同友会等より会計基準レベルの新規テーマとして提案された。 審議の結果、まず主にスタートアップ関係者に対する意見聴取を行いつつ可能な限り聴取対象の範囲を拡大した上で、企業会計基準として改善が見込まれるかどうかの観点から意見聴取をASBJに依頼することとされた。 第55回基準諮問会議（2025年11月17日開催）においては、ASBJにおいて公聴会の形式で行われた意見聴取について報告がなされ、可能な限り追加的な意見聴取をASBJに依頼して進めていくとともに、事務局においてのれんを非償却とすることに伴う関連の改正から生じるコストなど幅広い影響も含めて会計基準としての改善に繋がるかどうかの評価を進めるとされた。 第56回基準諮問会議（2026年3月13日開催）においては、これまでに行われた意見聴取及び情報収集について報告が行われ、基準諮問会議事務局による分析について審議が行われた。また今後の進め方として、これまでに収集した情報の整理をウェブサイト公表し、基準諮問会議においてテーマ提案に関する判断を行うための材料として上乘せすべきものがないかどうかについて情報要請を行うこととされた。さらに、これまでに収集した情報の整理に対して強い意見を有する利害関係者が存在する場合には、必要に応じて追加的な公聴会の開催をASBJに依頼することとされた。これを受けて、2026年4月1日付で「のれんの非償却の導入及びのれん償却費計上区分の変更」に関する情報要請文書（情報要請）が公表され、2026年6月5日まで意見募集が行われている。
連結財務諸表における取扱い	(1)連結子会社における親会社株式の売却損益の会計処理 (2)連結子会社における追加取得時のその他の包括利益累計額の会計処理	第54回基準諮問会議（2025年7月11日開催）において学識経験者より会計基準レベルの新規テーマとして提案された。 第56回基準諮問会議（2026年3月13日開催）において、次回以降、事務局の分析を提示する予定であるとされた。

■今後、開発に着手するか否かを判断

項目	内容	ステータス
該当なし		

■その他の日本基準の開発に関する事項

項目	内容	ステータス
該当なし		

【サステナビリティ基準委員会 SSBJ】

■確定公表済

項目	内容	ステータス
温室効果ガス排出の開示に対する改正	国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）より、2025年12月に「温室効果ガス排出の開示に対する修正—IFRS S2号に対する修正」及び『「温室効果ガス排出の開示に対する修正」と統合した結果的修正—『SASBスタンダード』に対する修正』が公表されたことを受け、SSBJ基準における取扱いについて検討が行われたもの。	左記の改正につき、2026年3月13日付で以下の基準が公表された。  (1)改正サステナビリティ開示ユニバーサル基準「サステナビリティ開示基準の適用」 (2)改正サステナビリティ開示テーマ別基準第1号「一般開示基準」 (3)改正サステナビリティ開示テーマ別基準第2号「気候関連開示基準」

■公開草案公表中

項目	内容	ステータス
温対法におけるSHK制度の定める方法により測定し報告する温室効果ガス排出を用いて「気候基準」の定めに従う場合の測定及び開示	「地球温暖化対策の推進に関する法律」（温対法）における「温室効果ガス排出量の算定・報告・公表制度」（SHK制度）の定める方法により測定し報告する温室効果ガス排出を用いて「気候基準」の定めに従う場合の測定及び開示について、その取扱いについて実務上の解釈が分かれていることが指摘されていることから、明確化を図るために、サステナビリティ開示実務対応基準の開発が検討されている。	2026年1月22日付で、サステナビリティ開示実務対応基準公開草案第1号「温対法におけるSHK制度の定める方法により測定し報告する温室効果ガス排出を用いて『気候基準』の定めに従う場合の測定及び開示（案）」が公表され、2026年3月25日まで意見募集が行われていた。

■今後開発が予定されるSSBJ基準

項目	内容	ステータス
「SASBスタンダード」の修正及び「IFRS S2号の適用に関する産業別ガイダンス」の修正	2025年7月に、ISSBより、公開草案『「SASBスタンダード」の修正案』及び「SASBスタンダード」の修正案の結果的修正の提案である公開草案『「IFRS S2号の適用に関する産業別ガイダンス」の修正案』（いずれもコメント期限：2025年11月30日）が公表された。ISSBにより確定基準が公表される時期は未定である。  SSBJ基準では、サステナビリティ開示ユニバーサル基準「サステナビリティ開示基準の適用」において、「SASBスタンダード」（2025年12月最終改訂）を参照し、考慮することが要求されるガイダンスの情報源として定めている。  このため、ISSBによって「SASBスタンダード」が修正される場合、参照先の「SASBスタンダード」を最新のものに更新することについて、検討を行うことが考えられている。	ISSBにおける審議の状況に応じて、SSBJにおける対応を検討することが考えられるとされている。

【日本公認会計士協会 JICPA】

会計制度委員会実務指針、監査・保証実務委員会実務指針及び業種別委員会実務指針のうち会計処理の原則及び手続を定めたもの

項目	内容	ステータス
該当なし		

【金融庁】

項目	内容	ステータス
財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令	ASBJにおいて、企業会計基準第37号「期中財務諸表に関する会計基準」等及び実務対応報告第48号「防衛特別法人税の会計処理及び開示に関する当面の取扱い」が公表されたことを受け、財務諸表等規則等について所要の改正を行うもの。	左記内閣府令等が2026年3月31日付で公布・施行された。
企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令	「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律」（令和7年法律第63号）及び「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画等に関する省令の一部を改正する省令」（令和7年厚生労働省令第125号）の施行に伴い、企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式（記載上の注意）（58-3）従業員の状況等について改正が行われ、所要の規定の整備が行われたもの。	左記内閣府令が2026年4月1日付で公布・施行された。

【法務省】

項目	内容	ステータス
会社法制（株式・株主総会等関係）の見直しに関する中間試案	2005年に成立した会社法（平成17年法律第86号）については、二度にわたって実質的な見直しがされたが、近年の社会経済情勢の変化等に伴い、検討することが必要な課題が複数指摘されるに至っている。 これを受けて、法制審議会会社法制（株式・株主総会等関係）部会において「会社法制（株式・株主総会等関係）の見直しに関する中間試案」が取りまとめられ、意見募集が行われるものである。	2026年4月2日付で左記中間試案が公表され、2026年5月22日まで意見募集が行われている。今後、中間試案に対して寄せられた意見を踏まえ、要綱案の取りまとめに向けて、引き続き審議を行う予定とされている。

# 新刊書籍のご案内

## 税法判例 読解ハンドブック

デロイト トーマツ税理士法人 梅本 淳久著  
ロギカ書房

本書は、税法判例等を効率的・効果的に読み解き、活用するための入門書です。まず、①争訟制度、②判例の意義・射程、③判例評釈等との向き合い方、④判決書・判決文（下級審・最高裁）の構成などを解説したうえで、⑤実際の判決書・判決文を用いながら、それらの構成やリサーチのポイントなどを実践的に解説しています。本書が、読者の皆さまにとって、税法判例等の読み方や活用方法に新たな視点をもたらす一助となれば幸いです。

定価 3,080円(税込)

2026年3月刊

ISBNコード:

978-4-911064-40-5  
2032

① 購入リンク:

Amazon

② 購入リンク:

<https://books.rakuten.co.jp/rb/18529418/?variantId=18529418>



## 強い「税務」ーグローバルビジネスを進める組織と仕事

デロイト トーマツ税理士法人 パートナー 彦田 雅子著  
中央経済社

企業における税務マネジメントの目的は、ビジネスをより稼げるようにサポートすることです。本書では、その方法や考え方を解説しています。税務部門の役割・業務から日々行われるサプライチェーン取引での税務判断、税務コスト・税務リスクの最適化のための契約設計や交渉の方法、社内・社外関係者とのコミュニケーションの進め方まで、実務で直面する論点を具体的に解説しています。

定価 2,970円(税込)

2026年3月23日発行

ISBNコード:

978-4502574016

購入リンク:

<https://www.biz-book.jp/isbn/978-4-502-57401-6>



発行済の書籍についてはWebサイトでご覧下さい。

市販の書籍 <https://www.deloitte.com/jp/ja/our-thinking/publications.html>

## デロイト トーマツ メールマガジンのご案内

デロイト トーマツ グループでは、専門性と総合力を活かしたナレッジや最新情報を無料で皆さまにお届けしています。コンテンツは、デロイト トーマツ グループが提供する「監査・保証業務」「リスクアドバイザー」「コンサルティング」「ファイナンシャルアドバイザー」「税務」「法務」などのサービスや、各インダストリーに関連する内容を中心とした、最新のナレッジやセミナー情報などです。ぜひご購読ください。

### 〈サービス別〉

- 会計・監査メールマガジン
- IFRSメールマガジン
- リスクインテリジェンス メールマガジン
- 組織・人事の最新トレンド (ヒューマンキャピタルニュースレター)
- ファイナンシャルアドバイザーメールマガジン
- クライシスマネジメント メールマガジン
- サステナビリティ&クライメート メールマガジン

### 〈インダストリー別〉

- ライフサイエンス ニュースレター
- ヘルスケアメールマガジン
- コンシューマービジネス ニュースレター

お申し込みはこちらから



お問い合わせ先  
デロイト トーマツ メールマガジン事務局  
info\_mailmagazine\_jp@tohmatsu.co.jp

[https://tohatsu.smartseminar.jp/  
public/seminar/view/337?ss\\_ad\\_  
code=URL\\_umekusa\\_202507](https://tohatsu.smartseminar.jp/public/seminar/view/337?ss_ad_code=URL_umekusa_202507)

# 会計情報

発行日 令和8年4月20日(毎月20日発行)  
第597 5月号

発行所 有限責任監査法人トーマツ  
テクニカルセンター  
〒100-0005 東京都千代田区丸の内3-3-2 丸の内二重橋ビルディング  
冊子の宛先変更・配送停止をご希望の方は以下メールアドレスまでご連絡ください。  
JPTOKYOTRC\_Mailing@tohatsu.co.jp

有限責任監査法人トーマツ <http://www.deloitte.com/jp/audit>  
トーマツ会計情報 <http://www.deloitte.com/jp/atc>

本誌掲載の記事等の無断複写・複製を禁じます。

# Deloitte.

## デロイト トーマツ

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーである合同会社デロイト トーマツ グループならびにそのグループ法人(有限責任監査法人トーマツ、合同会社デロイト トーマツ、デロイト トーマツ税理士法人およびDT弁護士法人を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従いプロフェッショナルサービスを提供しています。また、国内30都市以上に2万人超の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループWebサイト、[www.deloitte.com/jp](http://www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)とは、Deloitte Touche Tohmatsu Limited(“Deloitte Global”)、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人(総称して“デロイトネットワーク”)のひとつまたは複数を指します。Deloitte Globalならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。Deloitte Globalおよびその各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。Deloitte Globalはクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は [www.deloitte.com/jp/about](http://www.deloitte.com/jp/about) をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは保証有限責任会社であり、Deloitte Globalのメンバーファームです。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける100を超える都市(オークランド、バンコク、北京、ベンガルール、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、ムンバイ、ニューデリー、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む)にてサービスを提供しています。

Deloitte(デロイト)は、最先端のプロフェッショナルサービスを、Fortune Global 500®の約9割の企業や多数のプライベート(非公開)企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促進することで、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来180年の歴史を有し、150を超える国・地域にわたって活動を展開しています。“Making an impact that matters”をパーパス(存在理由)として標榜するデロイトの約46万人の人材の活動の詳細については、[www.deloitte.com](http://www.deloitte.com)をご覧ください。

本冊子は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、Deloitte Touche Tohmatsu Limited(“Deloitte Global”)、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人(総称して“デロイトネットワーク”)が本冊子をもって専門的な助言やサービスを提供するものではありません。皆様の財務または事業に影響を与えるような意思決定または行動をされる前に、適切な専門家にご相談ください。本冊子における情報の正確性や完全性に関して、いかなる表明、保証または確約(明示・黙示を問いません)をされるものではありません。またDeloitte Global、そのメンバーファーム、関係法人、社員・職員または代理人のいずれも、本冊子に依拠した人に関係して直接または間接に発生したいかなる損失および損害に対しても責任を負いません。Deloitte Globalならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。

Member of  
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2026. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.



IS 669126 / ISO 27001